

島本町地域福祉計画

第4期 島本町地域福祉計画

第1期 島本町自殺対策計画

平成 31(2019)年度～平成 35(2023)年度

平成 31(2019)年3月

島本町

はじめに

本町における地域福祉の推進は、平成15年度から平成19年度までの5年間を「島本町地域福祉計画」により、また平成20年度から平成24年度までの5年間を「第2期島本町地域福祉計画」により、そして平成26年度から平成30年度までの5年間を「第3期島本町地域福祉計画」に基づき、今日まで様々な活動に取り組んでまいりました。

「地域福祉計画」は社会福祉法の規定に基づき策定するもので、「地域の助け合いによる福祉」を実現するために、人と人とのつながりをより強く結ぶための理念を定め、その仕組みをつくる計画です。

子どもから高齢者まで、また障害の有無に関わらず、家庭や住み慣れた地域で幸せに暮らしていける地域社会づくりが今、最も求められており、本町が目指す「人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり」のさらなる具現化に向けて、本計画は非常に重要な役割を持っています。

少子高齢化が進行する今日、社会的孤立や生活困窮、災害時の避難行動において支援を要する方々への対応等、地域社会を取り巻く課題は複雑多様化しており、これらの課題解決には既存の行政サービスだけでは対応が難しいものも少なくありません。

また、平成10年以降、全国で自殺死亡者が毎年3万人を超え、自殺死亡者の増加が大きな社会問題となっていたことから、国は平成18年に自殺対策基本法を制定し、自殺予防の取組を推進してきました。その結果、「個人の問題」として捉えられることの多かった自殺が「社会の問題」として認識されるようになり、平成29年の自殺死亡者は約2万1千人まで減少しましたが、自殺をめぐる非常事態が今も続いています。

本町においても、自殺死亡者は平成22年以降3人前後で推移しており、毎年自ら尊い命を絶つ方が後を絶たず、このことを重く受け止めております。

自殺の背景には社会的な課題があると言われており、本町では地域福祉を通じた自殺対策の推進を目指すべく、地域福祉計画と自殺対策計画を一体的に策定することとなりました。このたび策定いたしました「島本町地域福祉計画〔第4期 島本町地域福祉計画 第1期 島本町自殺対策計画〕」は、地域福祉の推進とかけがえのない命を守るうえで、非常に意義の深いものと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆さま、また熱心にご審議をいただきました島本町住民福祉審議会の委員の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成 31（2019）年 3月

島本町長 山田 紘平

目次

第1章 計画の概要	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置づけと期間	7
4 計画の策定体制	8
5 計画の推進体制	9
第2章 島本町の現状と課題	10
1 人口動態	10
2 高齢者に関する動向	11
3 障害者に関する動向	12
4 地域資源に関する動向	14
5 自殺に関する動向	16
6 アンケート調査結果	20
7 第3期島本町地域福祉計画に基づく施策の評価	28
8 地域福祉・自殺対策に関する課題	30
第3章 第4期 地域福祉計画	31
1 基本理念	31
2 基本目標	31
3 施策体系	32
基本目標1 一人ひとりがつながるまちづくり	34
1 人権意識、福祉意識の向上	34
2 交流とコミュニティ活動の推進	36
基本目標2 助け合い、支え合いが活発なまちづくり	37
1 地域で活躍する人材の確保・育成	37
2 連携強化と小地域ネットワーク活動の推進	38
基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり	40
1 相談支援体制の強化	40
2 緊急時の支援の充実	42
3 災害時の支援の充実	43
4 福祉サービスに関する情報提供	44
5 権利擁護と福祉サービスの推進	45
6 住みやすい生活環境の整備	47

第4章 第1期 自殺対策計画.....	48
1 基本理念.....	48
2 計画の数値目標.....	48
3 施策体系.....	49
基本施策	50
1 地域のネットワークの強化.....	50
2 自殺対策を支える人材の育成.....	52
3 住民への啓発と周知の充実.....	54
4 生きることを促す支援の充実.....	55
5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進.....	57
重点施策	59
1 生活困窮者・無職者・失業者に対する自殺対策の推進.....	59
2 高齢者に対する自殺対策の推進.....	61
資料編.....	62
島本町住民福祉審議会 委員名簿.....	62
島本町住民福祉審議会 開催経過.....	62
島本町住民福祉審議会条例.....	63
用語説明.....	64

第1章 計画の概要

1 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

「福祉」という言葉は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉のような「行政等によるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」というイメージを持たれがちですが、すべての人に等しくもたらされるべき「幸せ」を表す言葉でもあります。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の多様化等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。

また、地域社会を見渡すと、ひとり暮らしの高齢者や、子育てに悩む人、障害者等、支援を必要としている人及びその家族等、手を差し伸べるべき人がたくさんいます。こうした一人ひとりのニーズに対応し、誰もが幸せな生活を実現できるようにするためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要です。

このように、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくるため、地域住民、ボランティア、NPO、事業者、行政及び社会福祉協議会等が協力し、一体となって互いに助け合い、支え合うことで、誰もが暮らしやすい地域づくりを実現しようというのが地域福祉の考え方です。

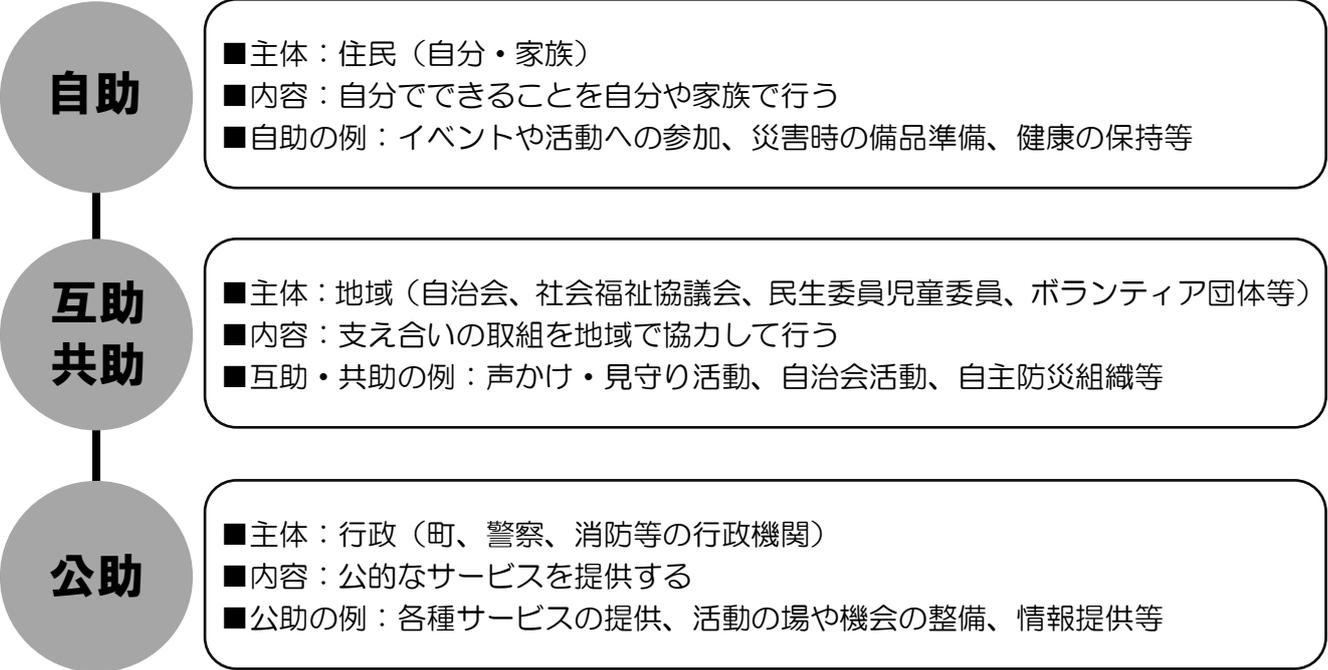
また、新たに市町村において策定が義務付けられた自殺対策計画についても、地域における気づきや支援が重要です。

(2) 「自助」「互助・共助」「公助」で進める地域福祉

地域福祉計画は、地域福祉を推進する上で、人と人のつながりに重点を置き、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

この計画を推進していくためには、地域住民、ボランティア、NPO、事業者、行政、社会福祉協議会等がお互いの役割の中で協力関係を構築し、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせながら取り組んでいくことが重要となります。同様の考えのもと、自殺対策の分野でも取組を進めることが有効であると考えられます。

■ 「自助」「互助・共助」「公助」とは



2 計画策定の趣旨

(1) 国の動向

ア 地域福祉計画

近年、わが国では世界に類をみない少子高齢化が進行するとともに、経済情勢の変化に伴う就業形態やライフスタイルの多様化に加え、核家族化が進行し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する等、様々な問題が顕在化・深刻化しており、地域を取り巻く生活課題が多様化・複雑化しています。この影響により、必要とする支援やサービスが利用できない「制度の狭間」にある人が増え、その実態の把握や解決するためのセーフティネットの構築が求められています。

国では、これら福祉の諸課題に対し、医療・介護・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築、障害者差別解消法の施行、成年後見制度の利用促進、生活困窮者自立支援制度の創設等、行政をはじめ、関係機関や団体、事業者とともに、地域住民が連携して取り組むことを各分野において進めています。

さらに、高齢者や障害者、子ども等のすべての人々が住民一人ひとりの暮らし、生きがいを地域で共に築いていく「地域共生社会」を実現するため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として積極的に取り組むことや、行政が地域の取組への支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談体制を整備する必要があるとしています。こうした考えを背景に平成29年に社会福祉法の一部が改正されたほか、地域福祉計画策定ガイドラインが提示されたことにより、住民と行政による包括的な支援体制の整備、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務となりました。これらの法制度の整備を経て、支援やサービスの支え手と受け手に分かれるのではなく、すべての住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働で助け合いながら暮らすことができる仕組みの構築が目指されています。

また、平成28年に「障害を理由とする差別の解消に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。これらの法律では、障害の有無等によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現、部落差別のない社会の実現が目指されています。

イ 自殺対策計画

わが国の自殺者数は、平成10年に3万人を超え、その後も高い水準で推移しています。このような中、平成18年10月に、国を挙げて自殺対策を総合的に推進することにより、自殺の防止を図り、併せて自殺者の親族等に対する支援の充実を図るため、自殺対策基本法が施行されるとともに、平成19年6月には、「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。その後、平成24年8月に同大綱が見直され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現が掲げられました。

わが国の自殺者数は減少しているものの、自殺死亡率は主要先進7か国(アメリカ、イギリス、イタリア、カナダ、ドイツ、日本、フランスを指す。)の中で最も高く、毎年2万人以上の方が自殺によっていのちを落としています。また、若者の死因で自殺が1位になっているのは、先進国の中で日本だけです。こうした危機的な状況を背景に、平成28年には自殺対策の強化を目的に自殺対策基本法の一部が改正され、市町村においても自殺対策計画の策定が求められるようになりました。各市町村では、自殺の実態に即して、精神保健的観点からのみならず、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、市町村全体で総合的に自殺対策を推進する必要があります。

■地域福祉に関する国の主な動き

動向		内容
平成24年	厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」	近年増加する孤立死の対策として、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援を行うにあたって、関係部局・機関との連携を深め、個人情報取扱いに留意しながら、地域の実情に応じ、より有効と考えられる方策等を積極的に推進するよう通知されました。
平成26年	厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」	社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を受け、生活困窮者の自立支援方策について、地域福祉計画に盛り込むよう通知されました。
平成27年	生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立促進を図ることを目的として施行されました。
平成28年	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、その取組の支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の相談支援体制の整備を実現化するために設置されました。
平成29年	社会福祉法等の一部を改正する法律	福祉サービスの供給体制の整備・充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革の推進や介護人材の確保の推進が示されました。
	地域福祉計画策定ガイドラインの提示	地域福祉計画が福祉分野の上位計画に位置づけられ、市町村において策定が努力義務となり、計画に盛り込むべき事項が示されました。

■高齢者福祉に関する国の主な動き

動向		内容
平成18年	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に施行されました。
平成29年	「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)改定	「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現」することを目的に、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて策定された新オレンジプランについて、プラン記載の施策の着実・効果的な実行を、関係省庁が一丸となって取り組む旨を確認・共有するとともに、数値目標が更新されました。
平成30年	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることを目的として改正されました。

■障害者福祉に関する国の主な動き

動向		内容
平成24年	障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利や利益の擁護を目的に施行されました。「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に対する速やかな通報の義務づけや立入調査が規定されています。
平成25年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とされ、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的として施行されました。
平成26年	障害者権利条約の批准	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める国際条約で、日本では批准に向けて法整備を行うとともに、様々な分野における取組を推進し、平成26年1月に批准されました。
平成28年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として施行されました。
平成30年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律	障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことを目的として改正されました。

■児童福祉に関する国の主な動き

動向		内容
平成26年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として施行されました。
平成27年	子ども・子育て関連3法	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的に推進するものとして施行されました。
平成29年	児童福祉法等の一部を改正する法律	すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を目的として改正されました。
平成30年	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律	保育の需要の増大等に対応するため、待機児童解消等の取組の支援、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、事業主拠出金制度の拡充を推進することを目的として改正されました。
	児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律	虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与の強化等を目的として改正されました。

■自殺対策に関する国の主な動き

動向		内容
平成 18年	自殺対策基本法	自殺防止のための調査研究・教育広報活動、職場・学校・地域の体制づくり、医療の整備等、自殺対策に係る社会的な取組を国や地方自治体の責務とした法律で、自殺対策を総合的に推進するために施行されました。
平成 19年	自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針を示しています。地方自治体をはじめ、医療機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間団体等との密接な連携を図りつつ、自殺対策を強力に推進していくこととされています。
平成 28年	自殺対策基本法の一部を改正する法律	自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止や自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として改正されました。都道府県・市町村においては、それぞれ自殺対策計画を定めることとされています。
平成 29年	改正自殺総合大綱	国の実態を踏まえ、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少するという目標が設定されるとともに、地域レベルでの実践的な取組の推進等が掲げられ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して改正されました。

■その他、安全と権利擁護に関する国の主な動き

動向		内容
平成 25年	災害対策基本法等の一部を改正する法律	市町村長による高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について、名簿の作成と関係者への情報提供等が示されました。
平成 28年	成年後見制度の利用の促進に関する法律	成年後見制度の利用の促進について、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針等を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として施行されました。
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定めて推進することを目的として施行されました。
	部落差別の解消の推進に関する法律	部落差別の問題（同和問題）の解消に向けて、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育啓発の推進等に努めることを目的として施行されました。

(2) 大阪府の動向

ア 地域福祉計画

大阪府では、急速に進展する少子高齢化等による社会・経済・雇用の構造変化を受けて複雑・多様化する地域福祉の課題へ対応すべく、平成27年3月に「第3期大阪府地域福祉支援計画」を策定しました。この計画は平成27年度から平成31（2019）年度を計画期間としており、国の動向を踏まえ、生活困窮者の自立支援等の新たな施策推進を盛り込むとともに、公民協働と要援護者に対する総合的な支援体制の構築により、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組む計画です。

また、子どもや女性、障害者、高齢者等、誰もがいきいきと安心して暮らしていける地域社会の実現を目指し、「地域福祉のセーフティネットの拡充」「地域における権利擁護の推進」「地域福祉を担う多様な人づくり」「地域の生活と福祉を支える基盤強化」「市町村支援」という地域福祉施策の方向性が掲げられています。

イ 自殺対策計画

自殺対策については、大阪府の自殺者数が年間2,000人前後で推移するという深刻な状況に対応すべく、平成24年3月に「大阪府自殺対策基本指針」を策定しました。その後、平成29年7月に国の「自殺総合対策大綱」が改正されたことを受け、平成30年3月に基本指針の一部を改正しました。この基本指針では、自殺対策を生きることの包括的な支援と位置づけ、市町村や各分野の関係機関と連携して自殺対策に取り組むということが示されています。

また、府内の各市町村に自殺対策計画の策定を促すとともに、府民一人ひとりが、こころの健康問題の重要性を認識し、自らのこころの不調に気づき、適切に対処できるように支援するという考え方が示されています。

(3) 島本町の動向

ア 地域福祉計画

本町では、誰もが排除されることのない「共に生きる社会（排除のない社会）」の実現に向け、ボランティア・NPO・地域組織・団体等、多様な民間主体が担い手となり、地域の生活課題に取り組む互助・共助、多様な生活課題に対応できる仕組みづくりを目指し、平成26年に「第3期島本町地域福祉計画」を策定しました。そして、「人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり」という基本理念のもと、地域福祉の推進に取り組んできました。

イ 自殺対策計画

本町では、自殺者数が年間4人前後で推移していますが、一般的に自殺未遂者は自殺者の10倍いるといわれており、未遂者支援を含めた自殺対策に取り組むことで、一人でも多くの住民のいのちと暮らしを守ることが必要です。

今回策定する「第4期 島本町地域福祉計画」は、国・府の動向を踏まえ、これまで実施してきた地域福祉に関連する各種施策に加え、こころゆたかなまちづくりや健康しまもと21計画で自殺対策を含むいのちと暮らしを守り、こころの健康づくりやアルコール対策を推進してきた経過を踏まえ、新たに「第1期 島本町自殺対策計画」を策定し、一体的に施策を推進していきます。

3 計画の位置づけと期間

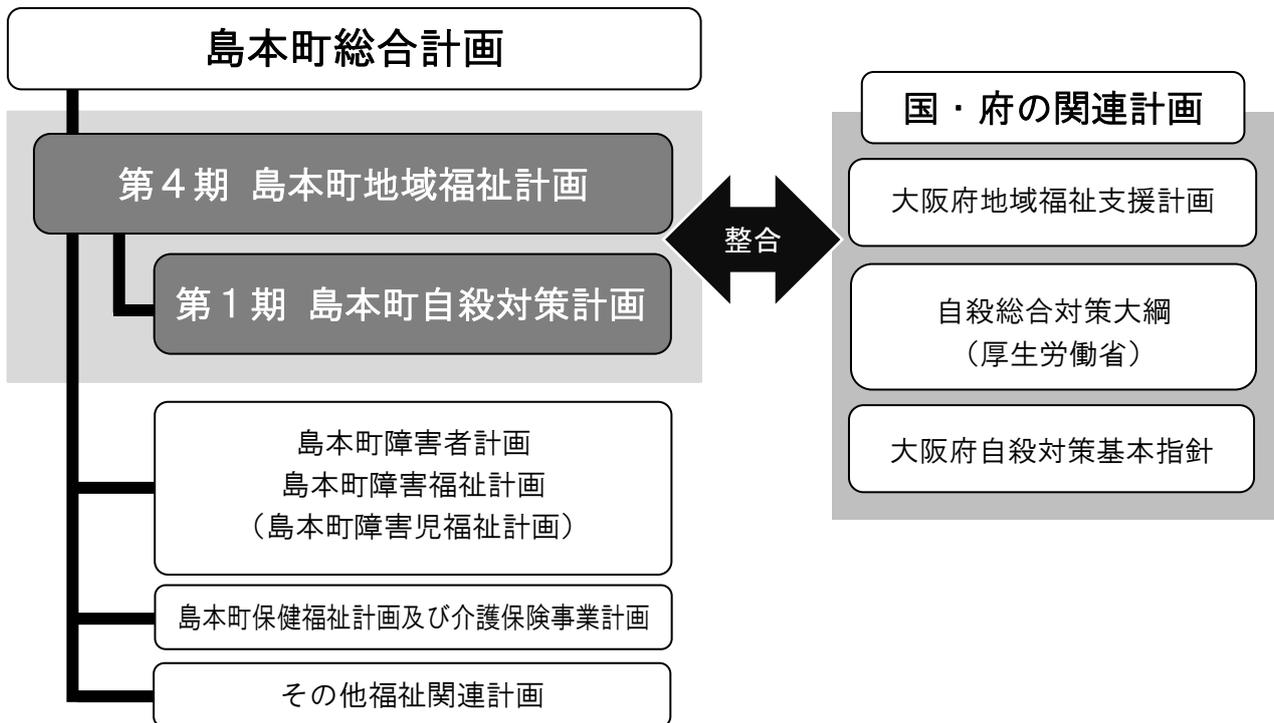
(1) 法的な位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、自殺対策計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき策定する市町村自殺対策計画です。

両計画は、本町のまちづくりの基本指針である「島本町総合計画」を最上位計画とし、地域福祉計画は「島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」「島本町障害者計画」等の本町における福祉計画を総括する上位計画として総合的な地域福祉の推進を図るための計画です。

自殺対策計画は地域福祉計画の分野別計画の1つであり、各福祉分野とも連携しながら、生きることの支援につながる取組の推進を図るための計画です。

また両計画は、島本町社会福祉協議会が策定する「島本町地域福祉活動計画」と相互に連携しながら、地域福祉や生きることの支援を推進していきます。



(2) 計画期間

両計画は、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間を計画期間とします。

計画	年度					平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
地域福祉計画	第3期計画					第4期計画				
自殺対策計画						第1期計画				

(3) 地域福祉圏域の捉え方

両計画の地域福祉圏域は、普段の暮らしで行動する範囲において日常生活を送る上で必要な施設が充足されていること、また、地域の状況に応じて柔軟に対応できる区域でなければならないことから、おおむね小学校区域を単位とします。

4 計画の策定体制

(1) 島本町住民福祉審議会での審議

計画策定にあたり、学識経験者、関係機関・事業所の職員、関係団体の代表者、公募委員で構成される「島本町住民福祉審議会」において、計画内容について検討しました。

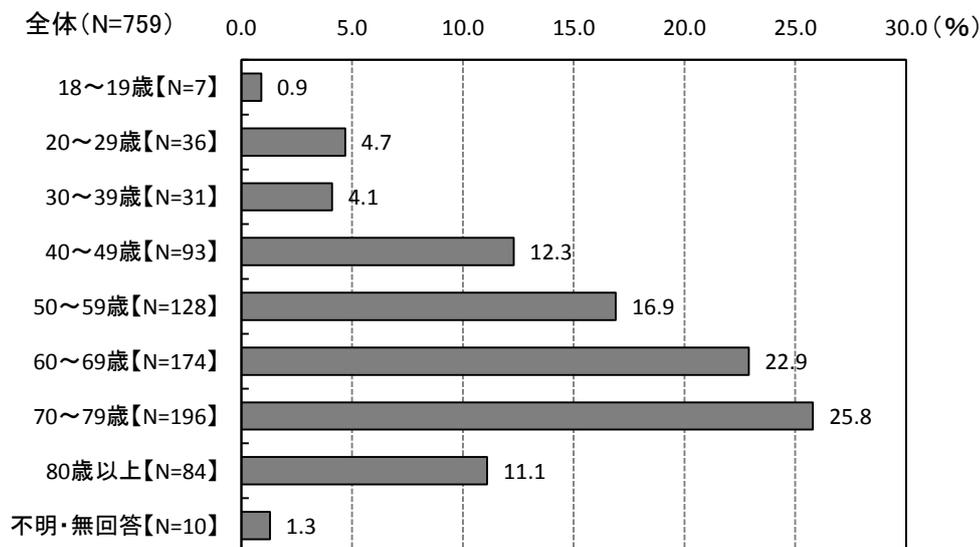
(2) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、地域福祉に対する意識や日頃の地域活動の実態・ニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査名	島本町の地域福祉に関するアンケート調査
対象者	島本町在住で18歳以上の男女
調査期間	平成30年8月10日(金)～8月24日(金)
調査方法	郵送により配布・回収(無記名方式)
調査対象数	1,500人(無作為抽出)
回答数・回答率	759人(50.6%)

なお、回答者の年齢構成は以下ようになっており、全体に占める高齢層の割合が高く、この偏りは結果にも一定の影響を及ぼしていることが考えられます。

■アンケート調査回答者の年齢



(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、計画案を公表し、広く住民のご意見を把握するパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

募集期間	平成31(2019)年1月9日(水)～2月8日(金)
資料の閲覧方法	役場窓口等に資料を設置、町ホームページに掲載
応募方法	持参、郵送、ファックス、町ホームページの意見フォームから応募
意見提出件数	11件(4人)

5 計画の推進体制

(1) 島本町住民福祉審議会

「島本町住民福祉審議会」において、計画の進捗状況の確認・検討等を行います。

(2) 庁内の関係部局の連携

福祉・保健・子育て・教育等の関係部局と連携し、毎年度の進捗管理と評価・検討を行い、総合的かつ計画的に施策を推進します。

第2章 島本町の現状と課題

この章で取り上げている数値は、小数点以下第2位で四捨五入しています（11 ページ、世帯数の推移のみ小数点以下第3位で四捨五入）。そのため、合計値が 100.0%にならない場合があります。

1 人口動態

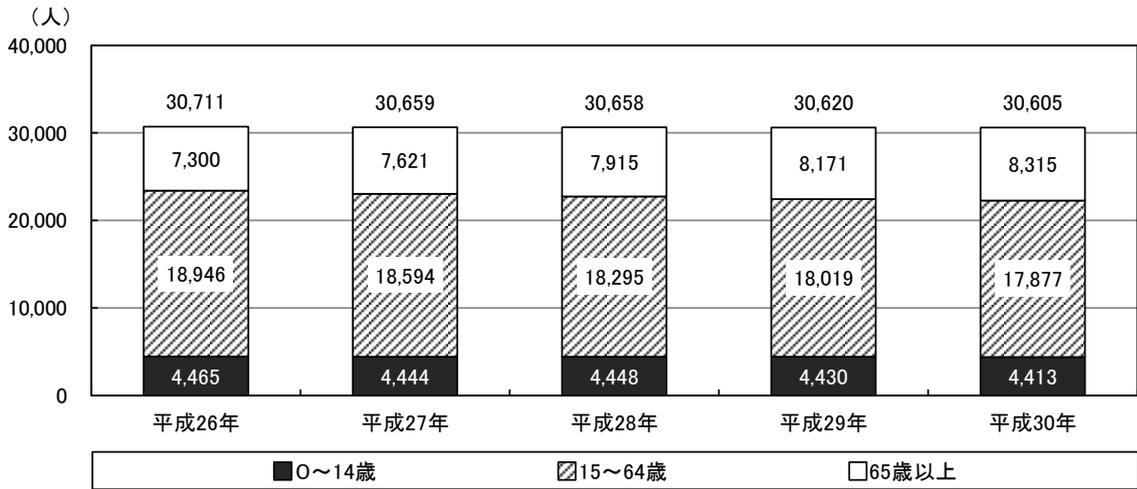
(1) 総人口の推移

総人口の推移をみると、平成 26 年から平成 30 年にかけてやや減少傾向にあり、平成 30 年は 30,605 人となっています。

年齢 3 区分別にみると、平成 26 年から平成 30 年にかけて、0～14 歳の年少人口の割合は 14.5% から 14.4% と 0.1 ポイント減少しており、ほとんど横ばいで推移しています。15～64 歳の割合は 61.7% から 58.4% と 3.3 ポイント減少しており、減少傾向が続いています。

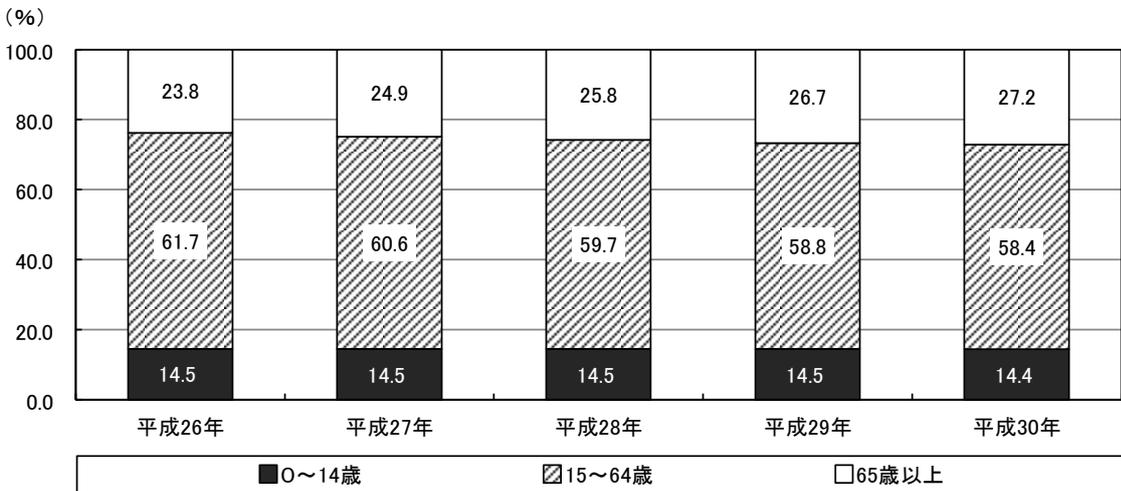
一方、65 歳以上の高齢者人口の割合は 23.8% から 27.2% と 3.4 ポイント増加しています。

■ 総人口と年齢 3 区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 3 月末時点）

■ 年齢 3 区分別人口比の推移

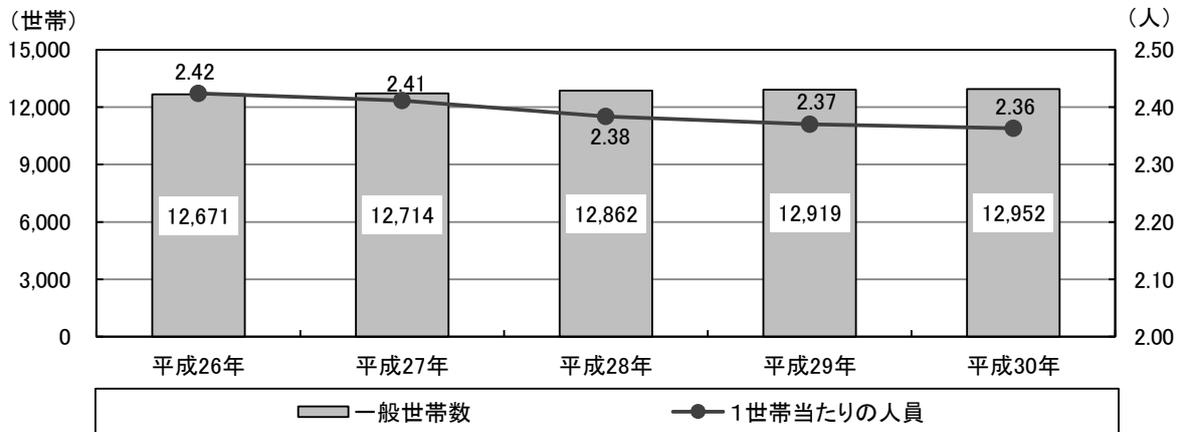


資料：住民基本台帳（各年 3 月末時点）

(2) 世帯数と1世帯当たりの人員の推移

世帯数の推移をみると、平成26年以降増加傾向が続いています。一方で、1世帯当たりの人員は平成26年には2.42人でしたが、平成30年には2.36人にまで減少しており、核家族化の進行が続いていると考えられます。

■世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

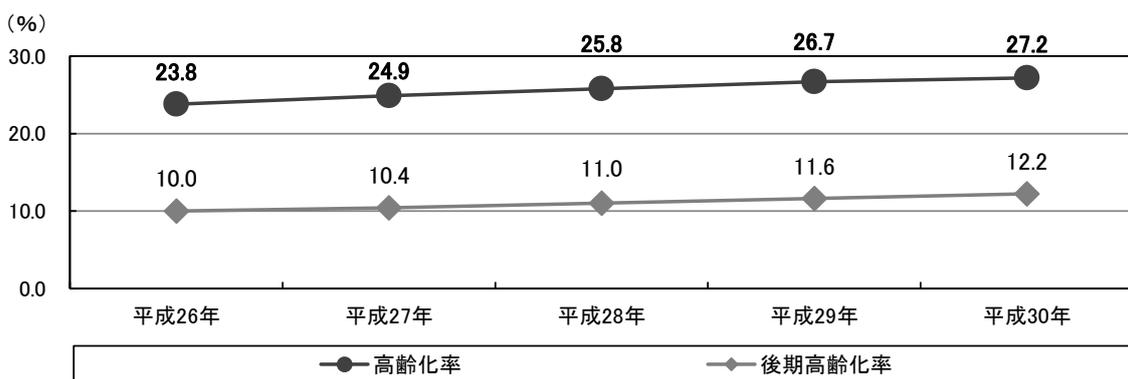
2 高齢者に関する動向

(1) 高齢化率の推移

高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）の推移をみると、平成26年から平成30年にかけて、23.8%から27.2%と3.4ポイント増加しています。

後期高齢化率（総人口に占める75歳以上人口の割合）の推移をみると、平成26年から平成30年にかけて、10.0%から12.2%と2.2ポイント増加しています。

■高齢化率の推移

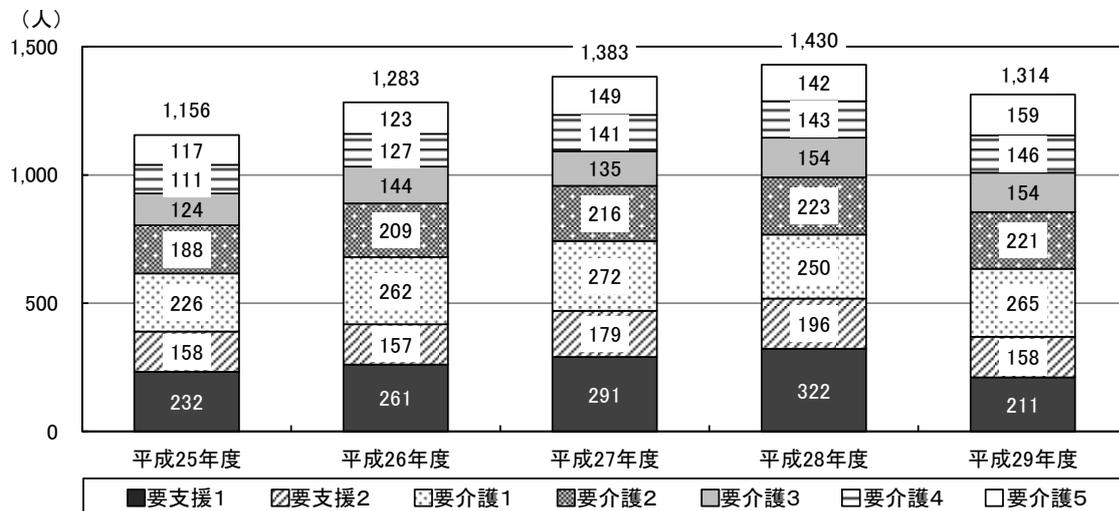


資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(2) 介護保険における要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数の推移をみると、平成 28 年度まで増加した後、平成 29 年度にかけて減少したものの、平成 25 年度の 1,156 人から 1,314 人と約 1.14 倍の増加となっています。

また、要介護度別でみると、軽度者（要支援 1・2、要介護 1 認定者）は約 1.03 倍、中度者（要介護 2・3 認定者）は約 1.20 倍、重度者（要介護 4・5 認定者）は 1.34 倍といずれも増加しています。

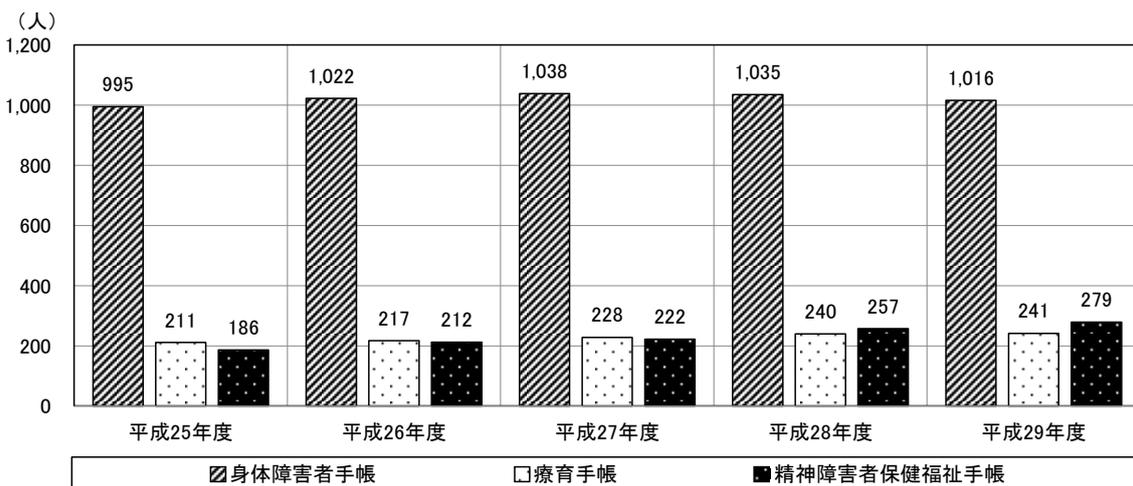


資料：島本町健康福祉部（各年度末時点）

3 障害者に関する動向

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数の推移をみると、身体・療育・精神ともに、平成 25 年度から平成 29 年度にかけておおむね増加しています。療育・精神は平成 25 年度以降増加傾向が続いていますが、身体は平成 27 年度以降減少しています。



資料：島本町健康福祉部（各年度末時点）

(2) 身体障害者手帳の障害別・等級別人数

身体障害者手帳の障害別・等級別の状況をみると、「障害別」では、肢体不自由が全体の半数以上と最も多く、次に内部障害が約3割となっています。「等級別」では、1～2級の重度者は全体の4割強となっています。

障害別/等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	(割合)
肢体不自由	93人	92人	98人	172人	57人	54人	566人	55.7%
視覚障害	22人	19人	3人	5人	7人	5人	61人	6.0%
聴覚・平衡機能障害	5人	18人	8人	15人	1人	19人	66人	6.5%
音声・言語機能障害	1人	2人	7人	3人	—	—	13人	1.3%
内部障害	198人	2人	40人	70人	—	—	310人	30.5%
合計	319人	133人	156人	265人	65人	78人	1,016人	100.0%
(割合)	31.4%	13.1%	15.4%	26.1%	6.4%	7.7%	100.0%	

資料：島本町健康福祉部（平成30年3月末時点）

(3) 療育手帳の等級別人数

療育手帳の障害程度別の状況をみると、A（重度）が4割強と最も多く、次にB2（軽度）が3割強となっています。

手帳所持者数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
人数	107人	52人	82人	241人
(割合)	44.4%	21.6%	34.0%	100.0%

資料：島本町健康福祉部（平成30年3月末時点）

(4) 精神障害者保健福祉手帳の等級別人数

精神障害者保健福祉手帳の等級別の状況をみると、2級が6割弱と最も多く、次に3級が4割弱となっています。

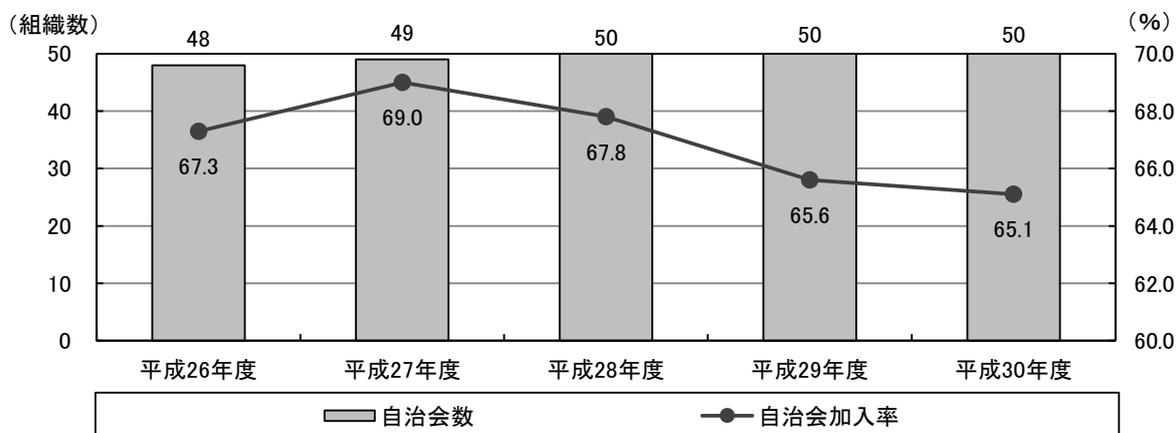
手帳所持者数	1級	2級	3級	合計
人数	20人	157人	102人	279人
(割合)	7.2%	56.3%	36.6%	100.0%

資料：島本町健康福祉部（平成30年3月末時点）

4 地域資源に関する動向

(1) 自治会

自治会数は、平成26年度から平成28年度にかけて増加し、以降は50自治会となっています。
自治会加入率（総世帯に占める自治会加入総世帯の割合）は、平成27年度以降減少傾向にあり、平成30年度では、65.1%となっています。

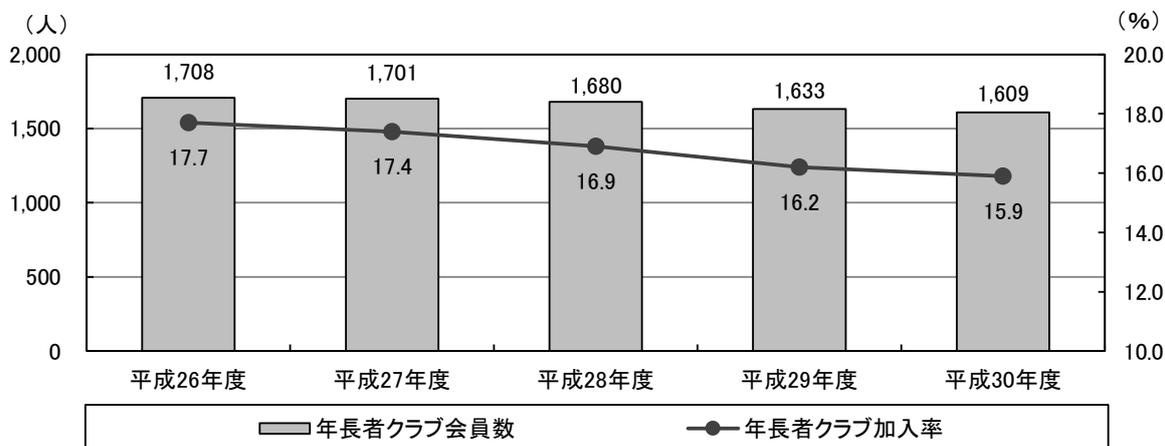


資料：島本町総合政策部（各年度4月1日時点）

(2) 年長者クラブ

年長者クラブの総会員数は、平成26年度以降減少しており、平成30年度では1,609人となっています。

年長者クラブの加入率（高齢者人口に占める年長者クラブの会員数の割合）も、平成26年度で17.7%だったものが、平成30年度には15.9%に減少しています。



資料：島本町健康福祉部（各年度4月1日時点）

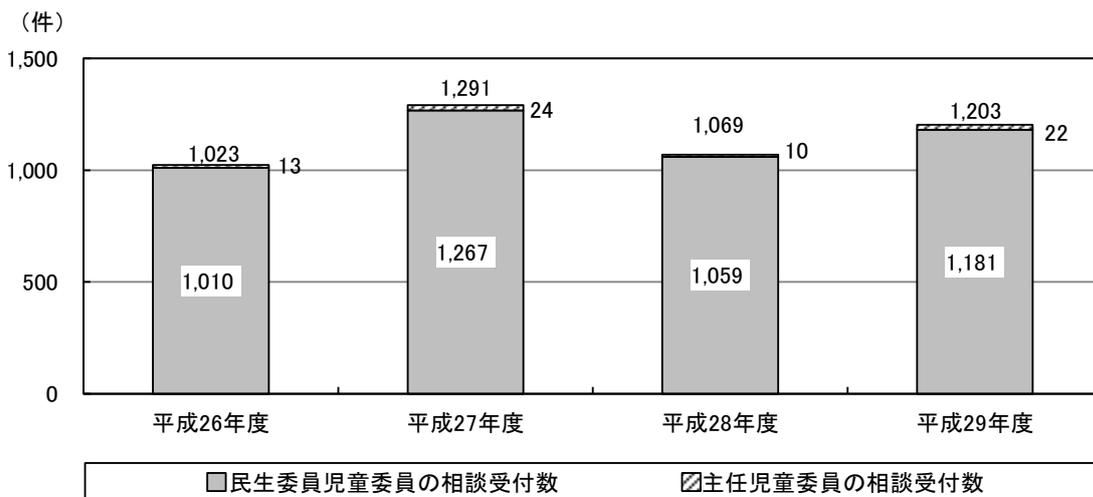
(3) 民生委員児童委員

平成30年4月1日現在、本町においては51人の民生委員、4人の主任児童委員が委嘱されています。

平成30年度					
民生委員		主任児童委員		合計	
定数	現員	定数	現員	定数	現員
53	51	4	4	57	55

資料：島本町健康福祉部（平成30年4月1日時点）

民生委員児童委員の相談受付数の推移をみると、民生委員児童委員としての相談受付数及び主任児童委員としての相談受付数は年度によってばらつきがあり、民生委員児童委員としては平成29年度で1,181件、主任児童委員としては平成29年度で22件となっています。

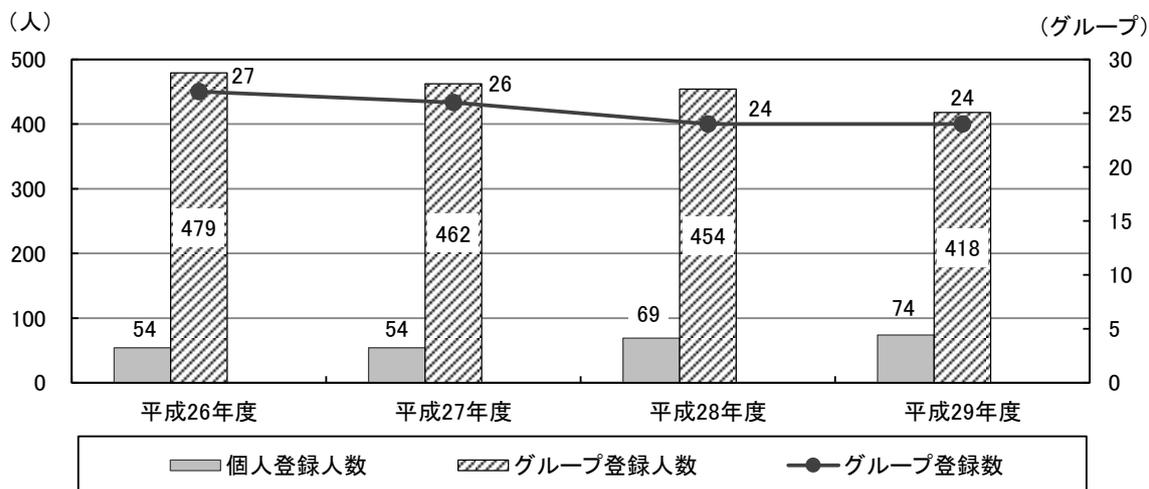


資料：島本町健康福祉部（各年度4月1日時点）

(4) ボランティア登録数

島本町社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録の状況を見ると、グループ登録数は減少しており、平成29年度では24グループとなっています。また、グループ登録人数（登録したグループに所属しているボランティアの人数）も減少傾向にあり、平成26年度の479人から平成29年度では418人となっています。

一方、個人登録人数については、増加傾向にあり、平成26年度の54人から平成29年度では74人となっています。



資料：島本町社会福祉協議会（各年度4月1日時点）

5 自殺に関する動向

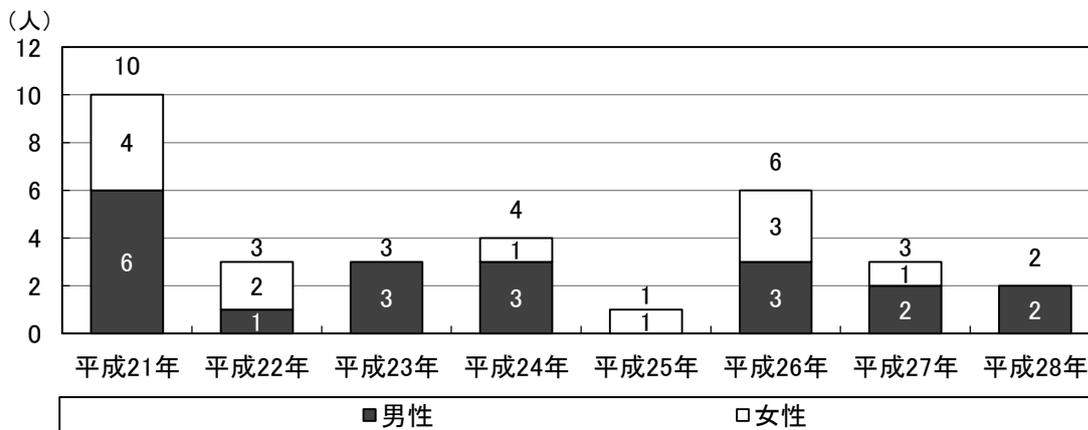
ここでは、統計データに基づき、本町の自殺の現状を記載しています。本町では人口約3万人に対し、自殺者はおおむね1桁で推移しているため、数人増減することで、自殺者に関する数値が大きく変動する場合があります。

(1) 自殺者数の推移

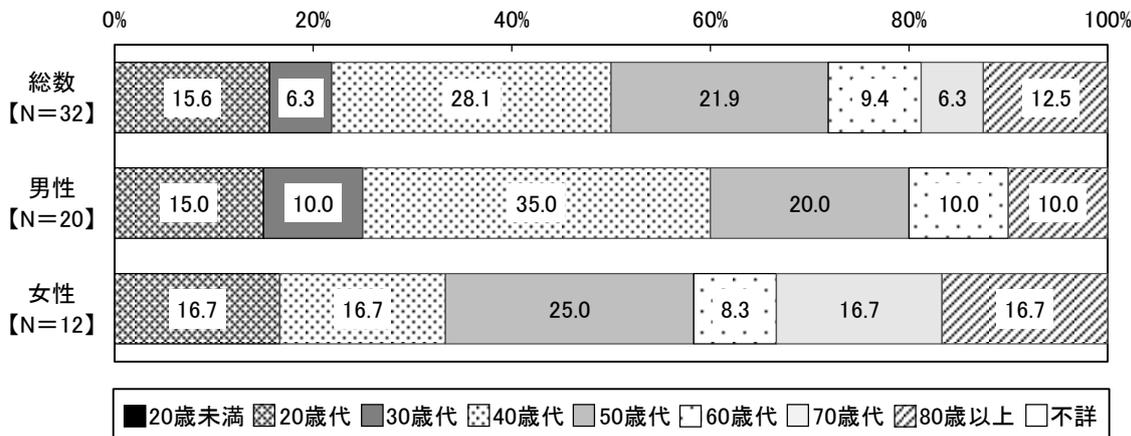
近年の島本町の自殺者数をみると、平成22年以降は3人前後で推移しており、平成28年の自殺者数は2人となっています。

平成21～28年までの男女別・年齢別の自殺者数の推移をみると、男性では40歳代の割合が最も高く、次いで50歳代の割合が高くなっています。

女性では50歳代の割合が最も高く、次いで20歳代、40歳代、70歳代、80歳以上の割合が高くなっています。



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

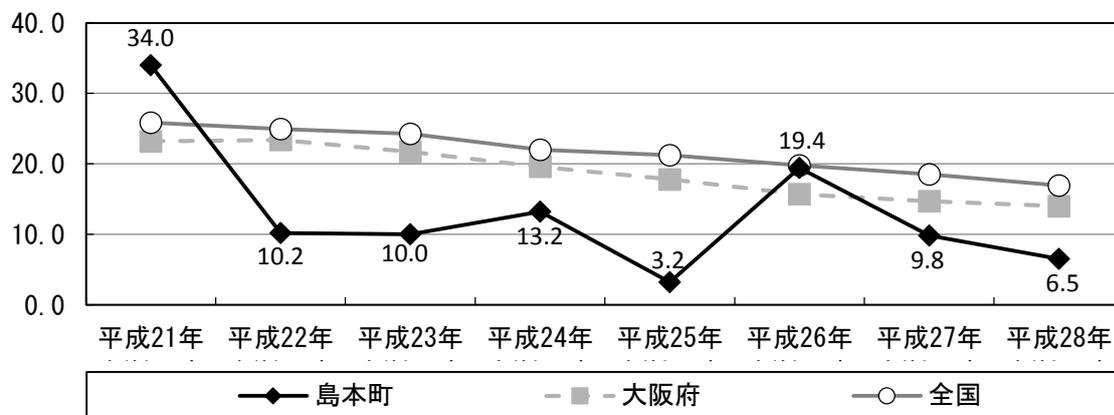


資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」
 ※平成21年から平成28年までの数値を合算

(2) 自殺死亡率の推移

人口 10 万人当たりの自殺死者数である自殺死亡率の推移について、島本町の数値と全国及び府の数値を比較すると、島本町の数値は平成 21 年に全国・府の数値を上回ったものの、他の年においては、全国・府よりも低い水準で推移しています。

(人口10万対)



	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
島本町	34.0	10.2	10.0	13.2	3.2	19.4	9.8	6.5
大阪府	23.2	23.4	21.7	19.6	17.8	15.7	14.7	14.0
全国	25.9	24.9	24.3	22.0	21.3	19.8	18.5	17.0

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」
 ※全国の自殺死亡率は、厚生労働省「自殺の統計」から抜粋
 大阪府の自殺死亡率は、大阪府自殺対策基本指針から抜粋

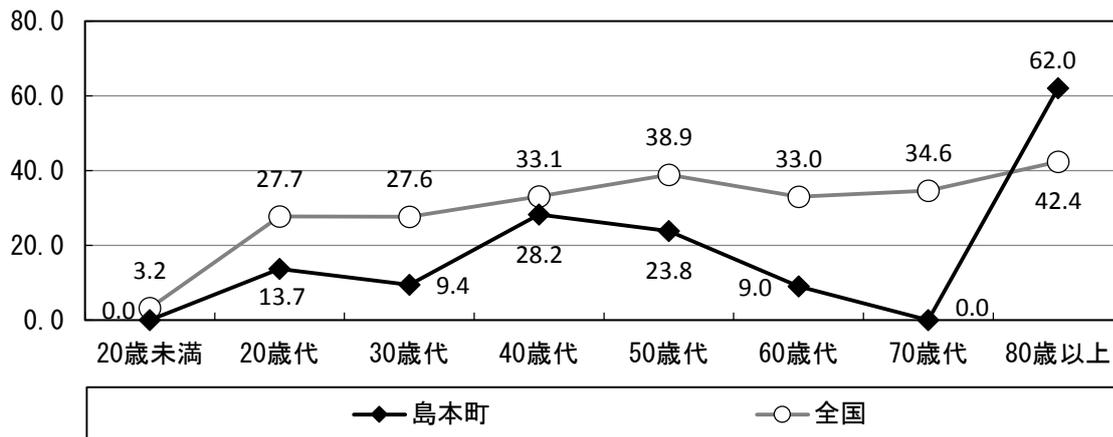
(3) 男女別・年代別自殺死亡率の推移

平成 24 年から平成 28 年における男性の年代別自殺死亡率（人口 10 万対）をみると、おおむね国よりも低い水準となっており、80 歳以上の自殺死亡率のみ国の数値を上回っています。

平成 24 年から平成 28 年における女性の年代別自殺死亡率（人口 10 万対）をみると、40 歳未満と 60 歳代の自殺はありませんでしたが、50 歳代と 70 歳代の自殺死亡率が国の数値を上回っています。

【男性】

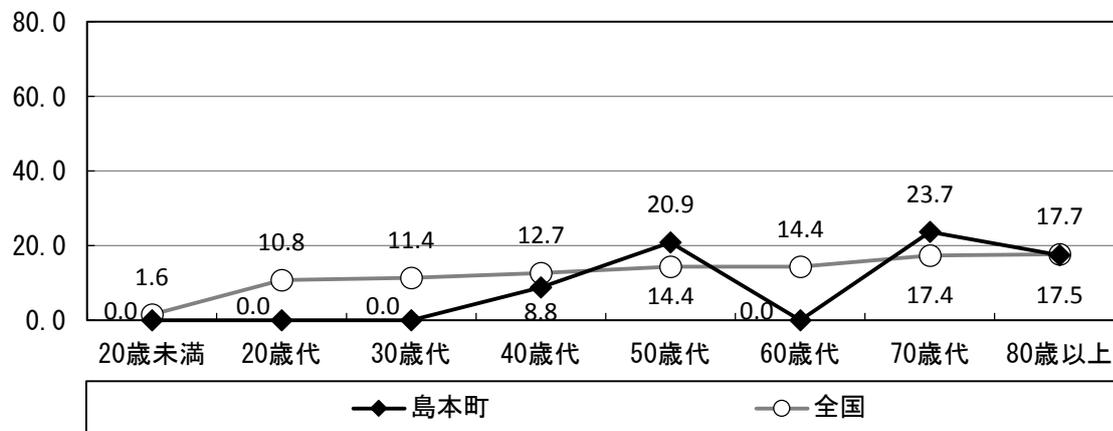
(人口10万対)



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

【女性】

(人口10万対)



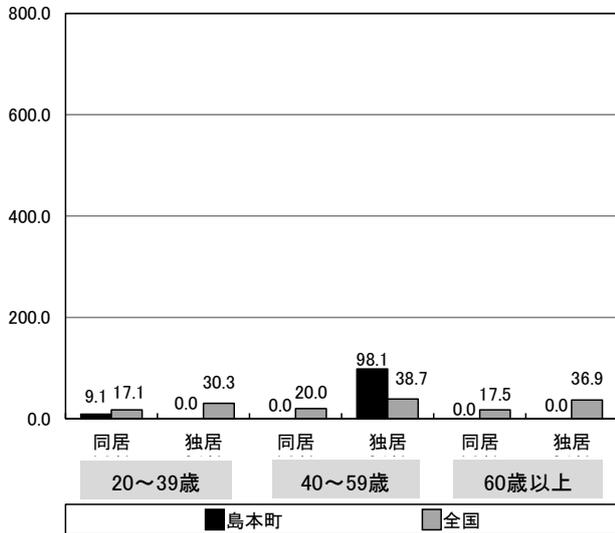
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

(4) 職業の有無別・同独居別自殺死亡率の推移

平成24年から平成28年における職業の有無別・同独居別自殺死亡率をみると、男性では、有職無職ともに40～59歳の独居の自殺死亡率が最も高くなっています。女性では、無職で40～59歳の独居の自殺死亡率が最も高くなっています。

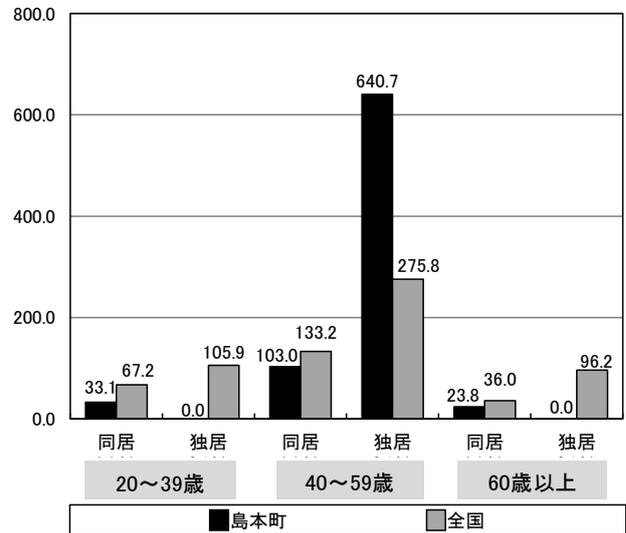
【男性・有職】

(人口10万対)



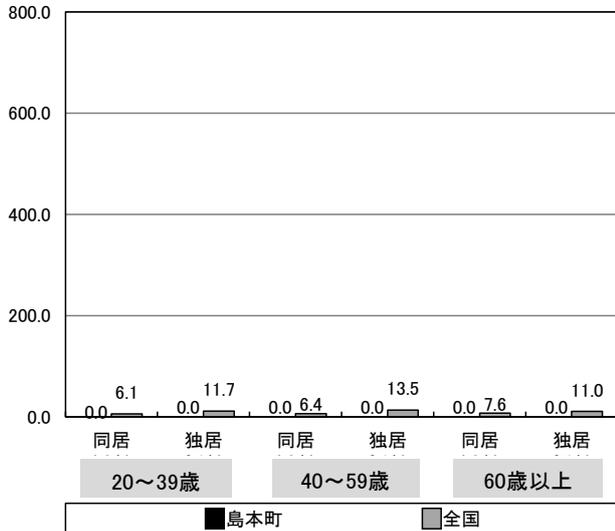
【男性・無職】

(人口10万対)



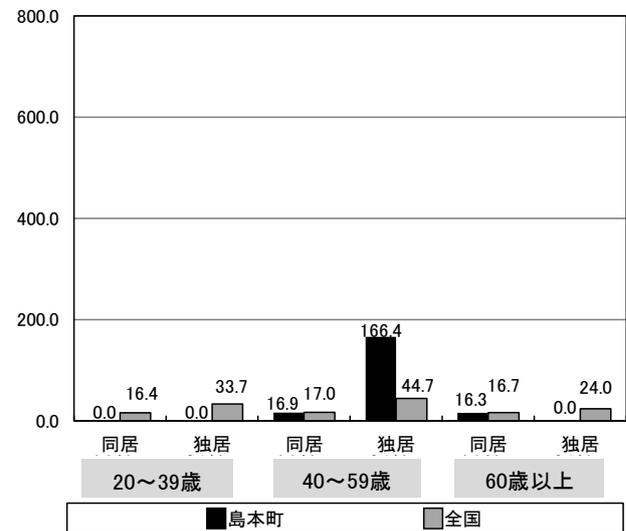
【女性・有職】

(人口10万対)



【女性・無職】

(人口10万対)



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

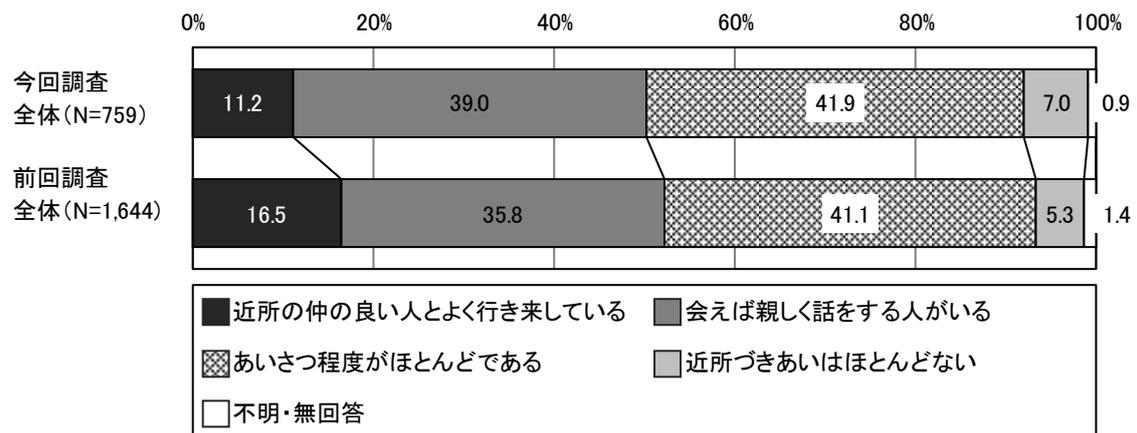
6 アンケート調査結果

(1) 近所づきあいの程度について

■ どのような近所づきあいをしているかについて（単数回答）

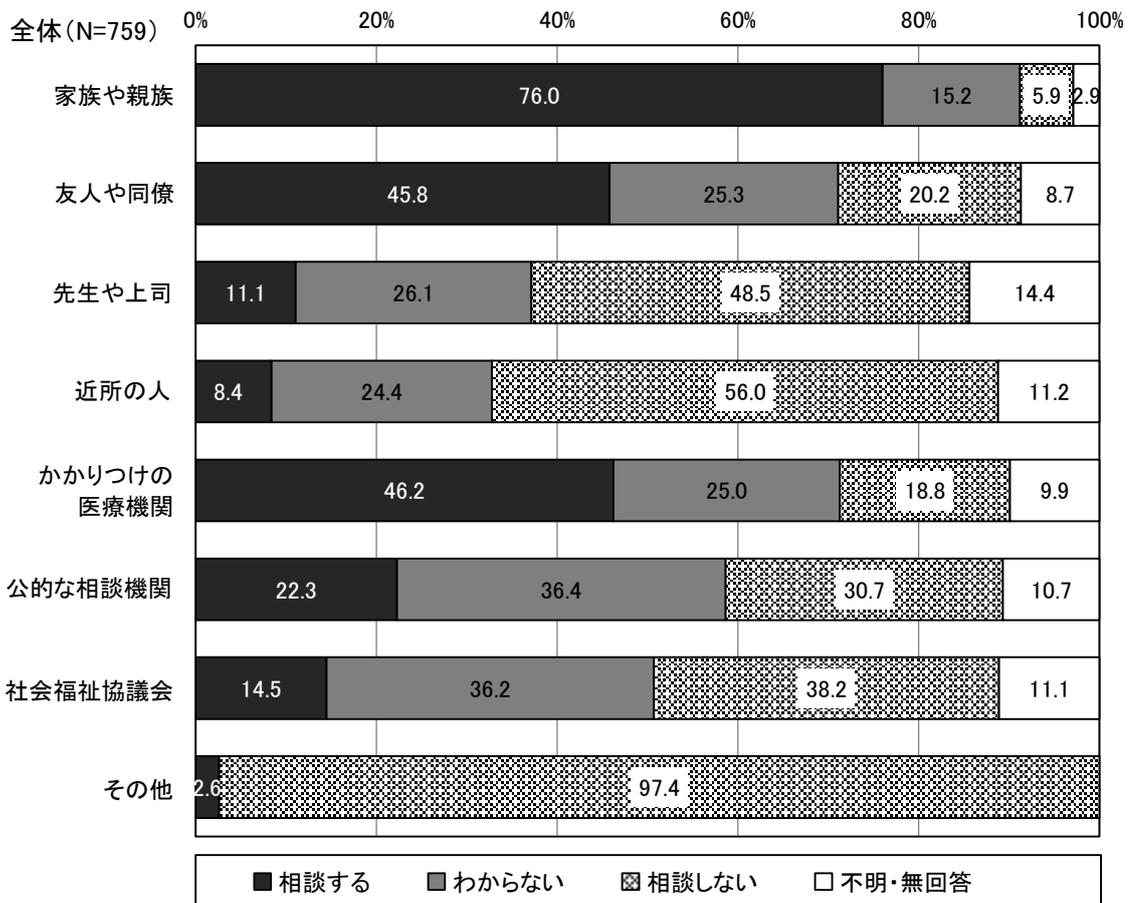
「あいさつ程度がほとんどである」が41.9%（318人）で最も多く、次いで「会えば親しく話をする人がいる」が39.0%（296人）となっています。

前回調査と比較すると、「近所の仲の良い人とよく行き来している」と答える人が減少しています。



■不安や悩みを感じたときの相談相手について（それぞれ単数回答）

相談している相手について「家族や親族」が76.0%（577人）で最も多く、次いで「かかりつけの医療機関」が46.2%（351人）、「友人や同僚」が45.8%（348人）となっています。



【調査結果からみる課題】

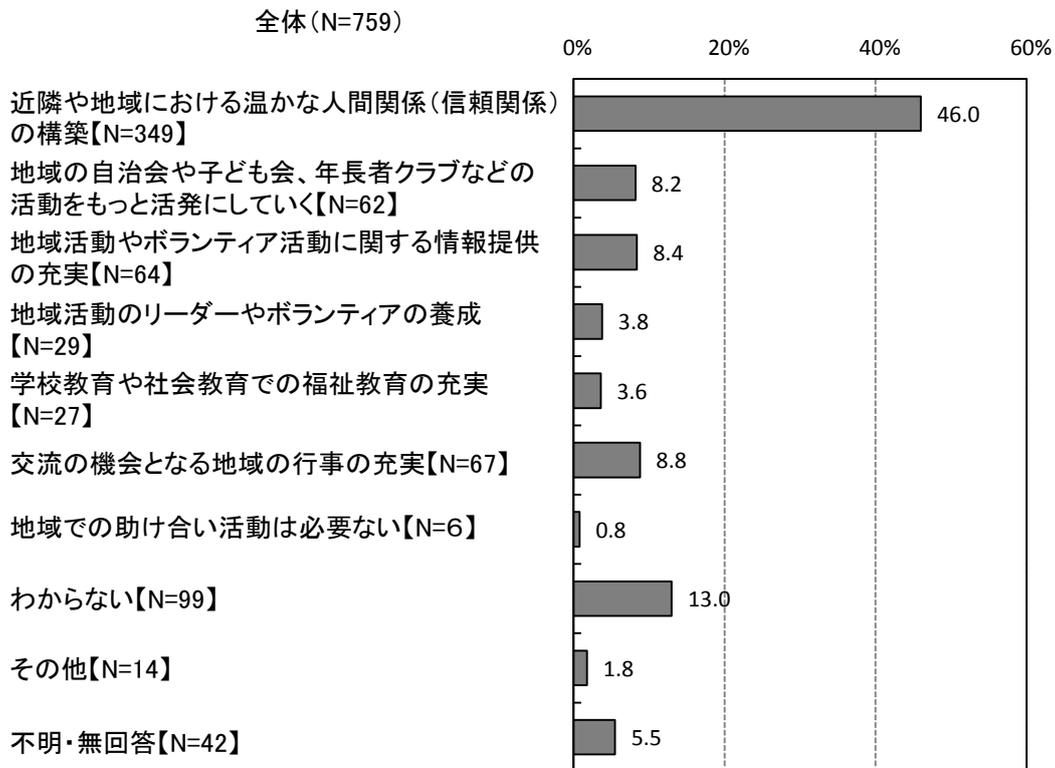
近所づきあいの程度については、話やあいさつをする程度のつながりに留まっており、前回調査と比較すると、近所づきあいをしていない人がやや増加しており、親密なつきあいが減ってきている可能性があります。

不安や悩みを近所の人に相談しておらず、地域で支え合う関係づくりに向けて、日頃から地域のつながりを強化していく必要があります。

(2) 地域での助け合い、支え合いについて

■地域での助け合いを活発にするために最も重要だと思うことについて（単数回答）

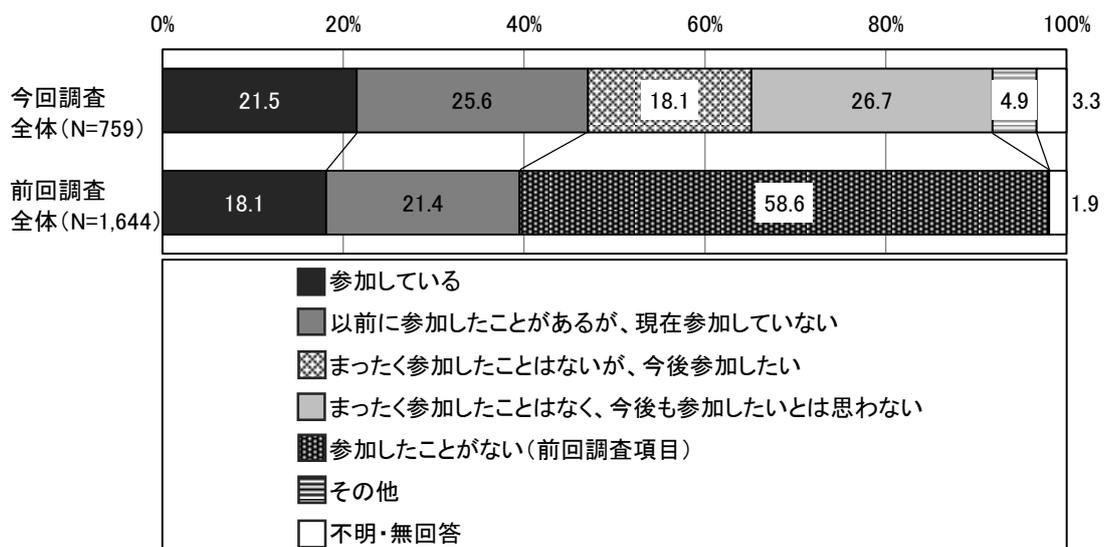
「近隣や地域における温かな人間関係（信頼関係）の構築」が46.0%（349人）で最も多くなっています。



■地域活動やボランティア活動への参加について（単数回答）

「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が26.7%（203人）で最も多くなっており、次いで「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が25.6%（194人）、「参加している」が21.5%（163人）となっています。

前回調査と比較すると、参加しているもしくは参加したことがあるという人が増加しており、参加したことはないという人が減少しています。



※ 前回調査における「参加したことがない」について、今回調査では細分化しています。経年比較では今回調査の「まったく参加したことはないが、今後参加したい」と「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」の合計と前回調査の「参加したことがない」を比較しています。

【調査結果からみる課題】

地域での助け合い、支え合いについては、近隣や地域における人間関係（信頼関係）の構築が求められています。また、地域活動やボランティア活動に参加している人は2割となっており、前回調査と比較すると、まったく参加したことがない人の割合が減り、参加している人がやや増加しているものの、さらなる活動参加を促進していくことが課題です。

まったく参加したことはないが、今後参加したいと考えている人も2割弱ほどみられるため、参加へのきっかけづくりや、気軽に参加できる仕組みづくり、啓発等を進める必要があります。

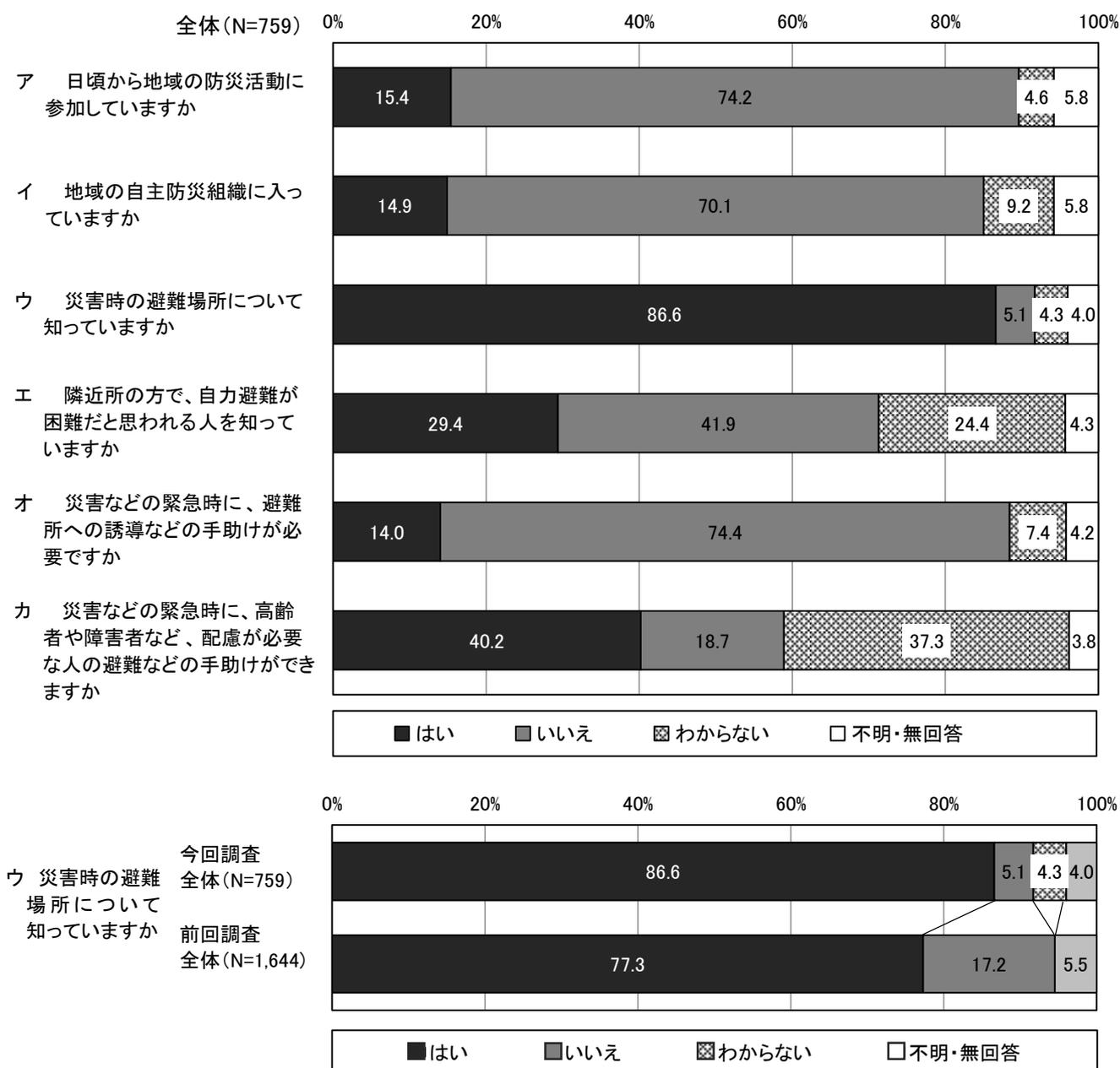
(3) 緊急時・災害時の対応について

■防災に対する日頃からの取組、災害等の緊急時の対応について（それぞれ単数回答）

災害時の避難場所について知っている人が86.6%（657人）となっています。

一方で、日頃から地域の防災活動に参加している人や地域の自主防災組織に入っている人は2割未満となっています。

前回調査と比較すると、災害時の避難場所について知っている人が増加しています。

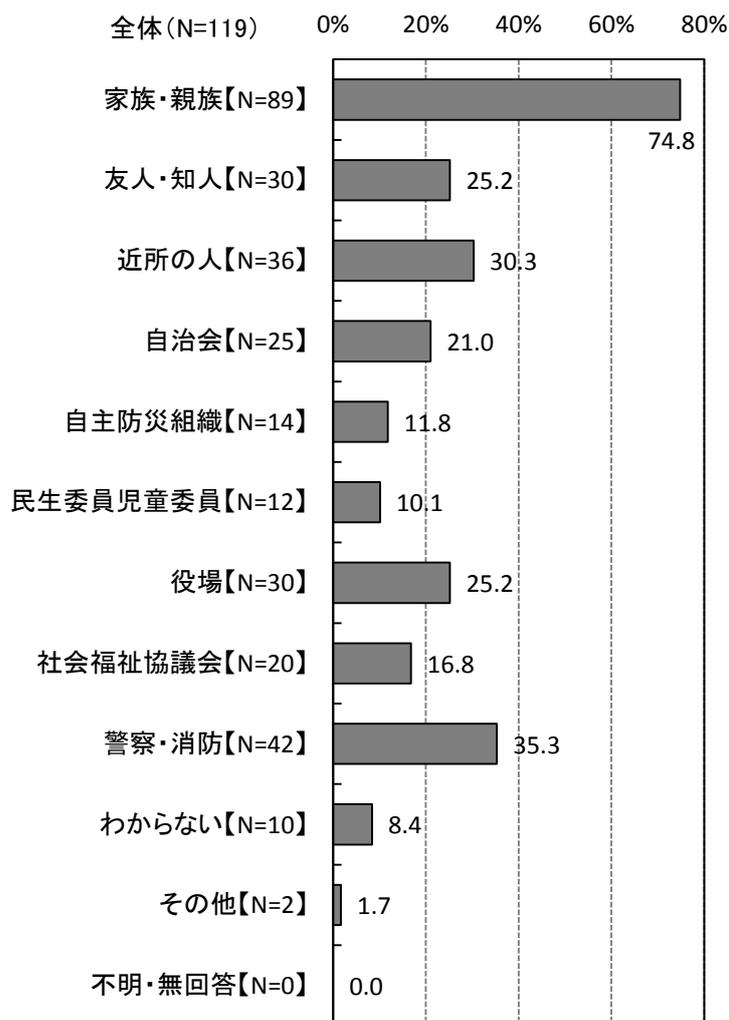


■日頃からの防災活動への参加について（単数回答） 【年齢別】

年齢別にみると、地域の防災活動への参加について、いずれの年齢も「いいえ」が多くなっていますが、特に18～29歳は9割を超えています。

		合計	ア 日頃から地域の防災活動に参加していますか			
			はい	いいえ	わからない	不明・無回答
年齢	全体	759 100.0	117 15.4	563 74.2	35 4.6	44 5.8
	18～29歳	43 100.0	1 2.3	41 95.3	1 2.3	— —
	30～39歳	31 100.0	4 12.9	22 71.0	1 3.2	4 12.9
	40～49歳	93 100.0	3 3.2	81 87.1	8 8.6	1 1.1
	50～59歳	128 100.0	17 13.3	107 83.6	3 2.3	1 0.8
	60～69歳	174 100.0	28 16.1	128 73.6	10 5.7	8 4.6
	70～79歳	196 100.0	47 24.0	125 63.8	9 4.6	15 7.7
	80歳以上	84 100.0	16 19.0	52 61.9	2 2.4	14 16.7

■（災害時に1人で避難できない人に対し）災害時に頼りにしたい人について（複数回答）
「家族・親族」が74.8%（89人）で最も多くなっています。



【アンケート調査結果からみる課題】

緊急時・災害時の対応については、避難場所を知っている人が8割を超えており、前回調査時よりも増加しています。一方で、防災活動や自主防災組織に参加している人は2割に満たないことから、多くの人はどこへ避難したらよいかわかっているものの、避難誘導や救助・救出、情報収集と発信といった災害の被害を軽減する取組を実践できる人は少ないということが伺えます。

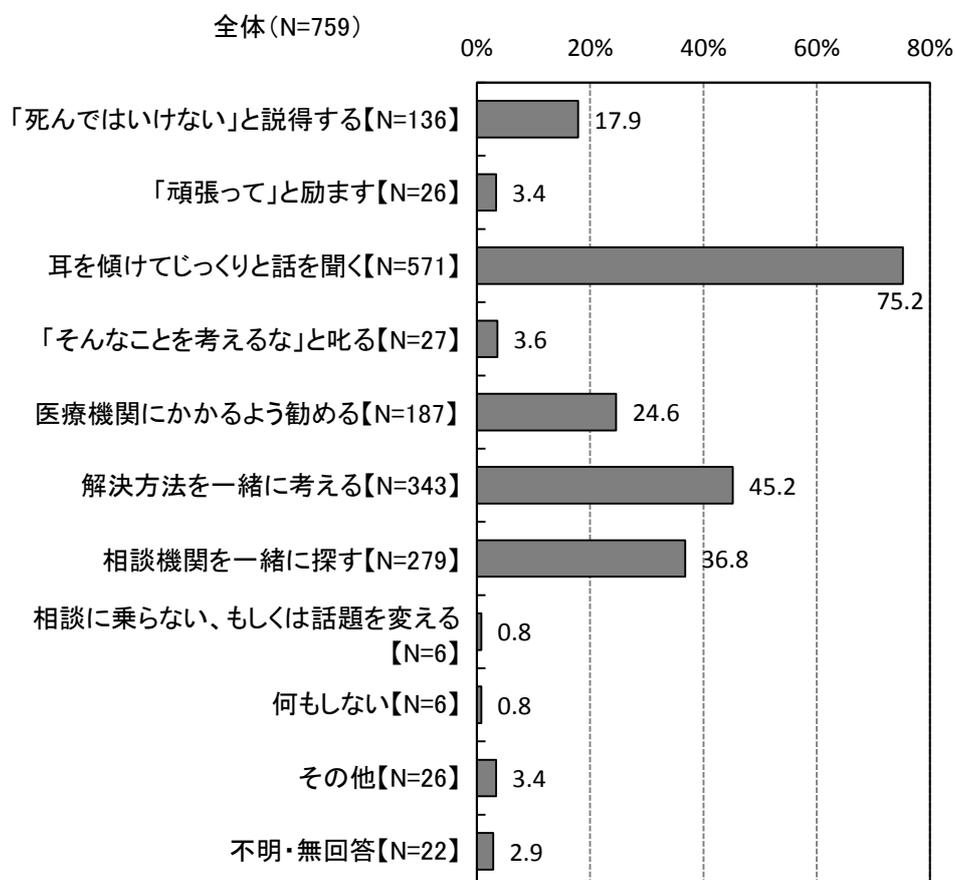
他の年代と比較し、若年層（18～29歳）では防災活動に参加していない人の割合が9割を超えており、参加している人が特に少なくなっています。

災害等の緊急時に高齢者や障害者等の配慮が必要な人に対して、避難等の手助けができるという人が4割、災害時に1人で避難ができない人のうち、近所の人を頼りたいという人が3割となっており、いざというときに隣近所で助け合えるよう、災害時に手助けが必要な人と手助けができる人の関係づくりや地域の防災活動等への参加促進が必要です。

(4) こころの健康づくりについて

■身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応について（複数回答）

「耳を傾けてじっくりと話を聞く」が75.2%（571人）で最も多く、次いで「解決方法を一緒に考える」が45.2%（343人）、「相談機関を一緒に探す」が36.8%（279人）となっています。



【アンケート調査結果からみる課題】

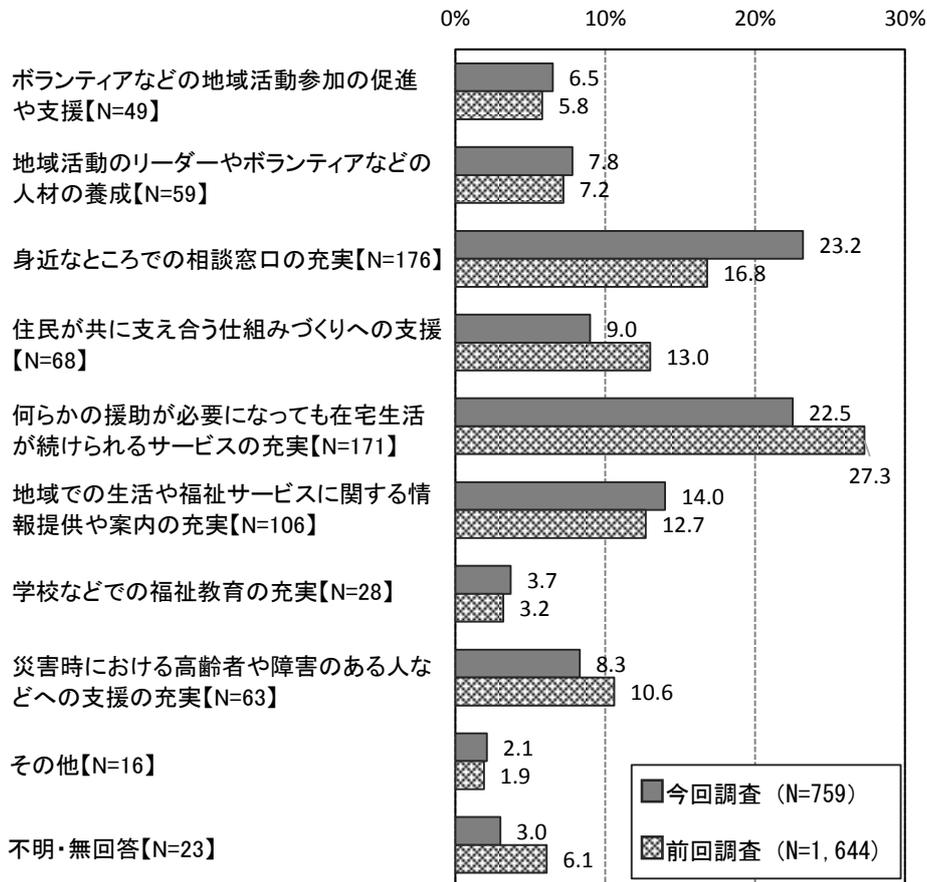
身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応について、じっくりと話を聞く人や解決方法を一緒に考える人が多くなっています。相談を受けた際に、話を聞いて、自殺を防ぐことができるかが課題であり、話の聞き方や声のかけ方、支援機関へのつなぎ方といった情報を住民に広く伝えていくことが必要です。

(5) 今後島本町が取り組むべき地域福祉分野の施策について

■島本町が優先して充実すべきと考える施策について（単数回答）

「身近なところでの相談窓口の充実」が23.2%（176人）で最も多く、次いで「何らかの援助が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が22.5%（171人）となっています。

前回調査と比較すると、「身近なところでの相談窓口の充実」が増加しており、前回調査で割合が最も多かった「何らかの援助が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」よりも多くなっています。



※ 各選択肢の回答者数(N)については、今回調査の数値を記載しています。

【アンケート調査結果からみる課題】

島本町が充実すべき地域福祉分野の施策については、前回調査と異なり、身近なところでの相談窓口の充実が最も高くなっています。

また、相談窓口の充実以外でも、在宅生活支援のサービスの充実、地域でのサービスや福祉サービスに関する情報提供の充実が挙げられており、互助・共助、公助それぞれの取組により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが求められています。

7 第3期島本町地域福祉計画に基づく施策の評価

毎年実施している計画進捗状況調査から、第3期島本町地域福祉計画の進捗状況を整理しました。

(1) 基本目標1 ひとをささえる まちづくり

■主な取組内容

- 民生委員児童委員、地区福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と自治会が連携した相談支援、見守り活動の実施
- 高齢者・障害者・育児・健康の各種相談や法律相談等、専門的な相談に対応する窓口や機会の充実
- 各種広報媒体を活用したわかりやすい情報提供の推進
- 地域ケア会議を通じた総合的な地域ケアマネジメント体制の推進
- 「生活困窮者自立支援法」に基づく住宅確保や就労等、自立に向けた相談や援助の実施
- 認知症サポーター、認知症キッズサポーターの養成

■取組における課題

- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割等について、住民の理解を促していく必要がある。
- 役場の各窓口の連携を強化し、総合的な相談支援を実施していく必要がある。
- 島本町介護保険事業者連絡会の実施等により、福祉サービスの提供に関わる専門職の資質をさらに向上させる必要がある。
- 関係機関との連携を通じ、生活困窮者の把握・早期対応を推進する必要がある。
- 認知症サポーター養成後の活動のあり方について検討を進める必要がある。

(2) 基本目標2 おたがいさまの まちづくり

■主な取組内容

- 福祉大会や障害者週間ふれあいバザールの実施
- 自治会、年長者クラブ、こども会等の組織化・活動の支援
- 「社会福祉施設地域貢献連絡会」を通じた地域の事業者の連携強化
- 小地域ネットワークによるグループ援助（いきいきサロン・子育てサロン・世代間交流事業等）と個別援助活動（配食サービス・見守り活動等）の実施
- 島本町社会福祉協議会ボランティアセンターと連携したボランティア活動の活性化

■取組における課題

- 交流できる居場所づくりをさらに拡充する必要がある。
- コミュニティ活動へ様々な年代の参加を促す必要がある。
- 小地域ネットワークの取組や活動団体について理解を促す必要がある。
- ニーズに応じて、各種ボランティアの人材を確保する必要がある。

(3) 基本目標3 もしものときの まちづくり

■主な取組内容

- ひとり暮らし高齢者・日中独居高齢者・重度身体障害者を対象に緊急通報システムの貸与
- 救急医療情報キット「しまもと安心ボトル」の配付
- ボランティアによる見守りの実施、各小学校の通学路への防犯カメラの設置
- 避難行動要支援者名簿の作成及び関係機関との共有
- 高齢者や障害者を受け入れる「福祉避難所」の確保

■取組における課題

- 災害時の支援体制について、各支援機関との情報共有を推進する必要がある。
- 自主防災組織との連携体制を強化し、地域の防災活動を推進する必要がある。
- 避難所について、表示看板の周知に努めるとともに、わかりやすい表示を検討する必要がある。
- 災害時における避難場所や災害に関する情報の入手方法を周知していく必要がある。
- 要支援者・要介護高齢者や障害者の自立生活の維持・向上や介護者の介護負担軽減のため、住宅の改修・整備を促進する必要がある。

(4) 基本目標4 こころゆたかな まちづくり

■主な取組内容

- 共に生きる社会づくりとして、人権啓発や男女共同参画に関する講座等の開催
- 人権文化センターを拠点に、ふれあい夜店と人権文化まつり、総合生活相談の実施
- 広報しまもとや講座・イベント等を通じた福祉意識の醸成
- 地域や家庭での福祉に関する学習の促進
- 小中学校において、手話や点字の学習、年長者や障害者との交流等、体験的な学習を中心とした福祉教育

■取組における課題

- 関係団体との連携を強化し、人権啓発・情報提供を推進する必要がある。

8 地域福祉・自殺対策に関する課題

(1) 地域のつながりの強化、地域コミュニティの活性化

核家族世帯の増加等、世帯の少人数化や自治会加入率の低下等、地域のつながりの希薄化により、社会的孤立が課題となっています。

一方で、近隣や地域における温かな人間関係を求める人も多く、緊急時に配慮が必要な人の避難を手助けできると考える人もいることから、きっかけさえあれば地域のつながりの強化は可能であると考えられます。

このような住民意識を行動につなぐためには、人権・福祉教育や住民交流の取組が大切であり、福祉意識の醸成や、日常的な住民同士の交流を活発にし、顔の見える関係づくりにより地域コミュニティの活性化を図ることが必要です。

(2) 地域の課題解決力の強化

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、ひとり親家庭、生活困窮者等、支援を必要とする人々のニーズが多様化する中で、地域の課題を自分のこととして捉え、課題解決のために実践できる人材や組織をつくる必要があります。

ボランティアセンターの登録者状況等、地域の担い手の不足・高齢化が課題となっており、人材育成に向けて持続的に取り組んでいくことが必要となっています。地域活動やボランティア活動に参加できていない人が多い一方で、今後参加したいと考える人もいることから、気軽に、身近なところで参加できる工夫に努め、様々な年代が積極的に地域活動に参加しやすくするための支援を行っていくことが必要です。

(3) 包括的な支援体制の構築

複雑・多様化する福祉課題や制度の枠に収まらない問題に対応していくためには、様々な課題を包括的に対応し、関係機関の連携のもと、総合的な支援を提供することができる体制づくりが重要となっています。

身近なところでの相談窓口の充実や、地域での生活や福祉サービスに関する情報提供の充実を望む人が多く、緊急時、災害時を含めて支援を必要とする人を適切な支援に結び付けることができる体制づくりに取り組む必要があります。

また、生活困窮者への支援等従来の制度の枠組みでは対応が難しい問題が生じており、行政、関係機関や団体、事業者、住民が連携して包括的な支援に取り組むことが求められています。

生活困窮者自立支援法が施行されて以来、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心に支援が実施されており、今後はコミュニティソーシャルワーカー（CSW）に対する住民の理解を深め、活動しやすい環境づくりを推進することが重要です。

(4) 自殺対策への理解促進と普及啓発

自殺対策を推進するためには、地域で生活している人々に、自殺の現状や自殺対策への理解を促進していく必要があります。

自殺の相談を受けた際にはじっくりと話を聞くと考えている人が多くなっており、このような住民の意識を行動につなぎ、自殺予防を推進していくためにも、ゲートキーパー研修等を通じて、話を聞く心構えや話の聞き方、適切な支援機関へのつなぎ方に関する理解を促進することが求められます。

第3章 第4期 地域福祉計画

1 基本理念

人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり

「人びとの個性輝く」という表現には、障害の有無・性別や年齢、生活状況等に関係なく、誰もが個性と人格を尊重し合いながら、その人が持つ能力や経験を最大限に活かし、共生する社会の実現を目指すという思いを込めています。

また、「ふれあい豊かなやさしい地域づくり」には、地域や近隣とふれあいながら、他の人の問題や地域の問題を自分のこととして捉え、互いに助け合い、連携・協力する関係を築くまちづくりを進めるという思いを込めています。

この基本理念を前提に、住民が互いの個性を尊重し合いながら、ふれあい、地域の多様な生活課題に気づき、その解決に向けて地域が一体となって取り組んでいくことができるまちづくりを目指していきます。

2 基本目標

1 一人ひとりがつながるまちづくり

島本町で暮らす、すべての人びとにとって住みよい地域をつくるために、性別や年齢、障害の有無に関わらず、個人の人権を尊重し、交流することで、互いに理解し合うことのできるまちづくりのための意識づくりを進めます。

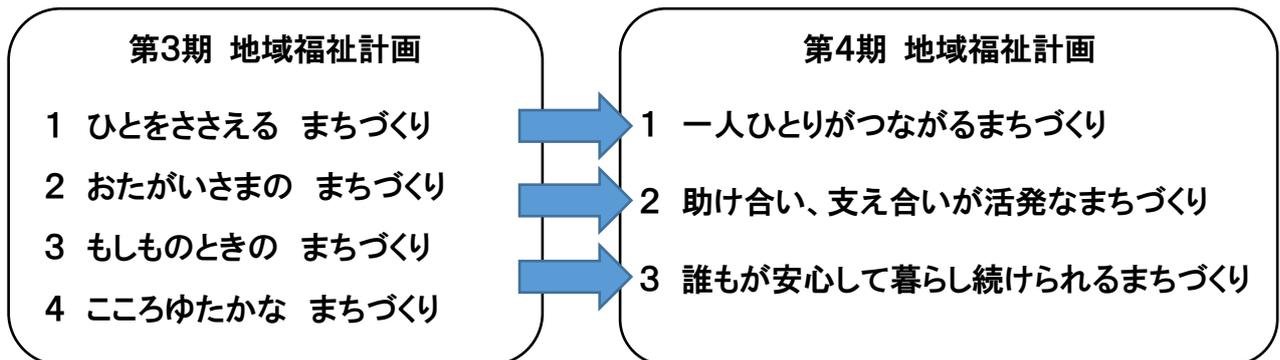
2 助け合い、支え合いが活発なまちづくり

多様化する福祉のニーズに対応するために、住民をはじめ、行政や機関・団体等が互いに連携しながら、誰もが助け合い、支え合う担い手づくりを進めます。

3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

福祉に関する情報提供体制や、様々な問題に対応できる相談・支援体制、適切な支援へのつながり、災害時の支援体制の充実、虐待防止や成年後見制度等の権利擁護、生活困窮者自立支援や子どもの貧困対策の推進等、島本町で暮らす人が安心して生活できるまちとするための仕組みづくりを進めます。

第3期計画の基本目標を踏まえ、施策の方向性を整理するため、次の通り施策体系を見直しました。



3 施策体系

基本目標1 一人ひとりがつながるまちづくり

1 人権意識、福祉意識の向上

- (1) 人権の尊重と情報提供の推進
- (2) 地域共生に向けた福祉意識の向上
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 地域福祉に関する広報・啓発の推進による福祉意識の醸成

2 交流とコミュニティ活動の推進

- (1) 交流の居場所づくりの促進
- (2) コミュニティ活動の支援
- (3) 福祉の担い手間の連携強化
- (4) 地域での新たな取組への支援

基本目標2 助け合い、支え合いが活発なまちづくり

1 地域で活躍する人材の確保・育成

- (1) ボランティアセンター機能や連携の強化
- (2) 地域活動、ボランティアの担い手の発掘・確保・育成

2 連携強化と小地域ネットワーク活動の推進

- (1) 島本町社会福祉協議会の機能の強化
- (2) 小地域ネットワーク活動の推進
- (3) 地域での見守り・助け合い活動の推進
- (4) 民生委員児童委員活動の支援

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

1 相談支援体制の強化

- (1) 身近な地域における相談・支援活動等の充実
- (2) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能充実
- (3) 専門相談窓口の充実
- (4) 役場窓口における相談体制の充実

2 緊急時の支援の充実

- (1) 緊急通報システムを活用した緊急時の対応の推進
- (2) 「しまもと安心ボトル」を活用した緊急時の対応の推進
- (3) 子どもの安全・安心対策の充実

3 災害時の支援の充実

- (1) 避難行動要支援者への支援体制の充実
- (2) 災害に備えた体制の整備
- (3) 災害ボランティアセンターの設置

4	福祉サービスに関する情報提供
(1)	情報提供の推進
(2)	各分野の連携による情報提供体制の充実
5	権利擁護と福祉サービスの推進
(1)	虐待防止の推進
(2)	判断能力に不安のある人に対する理解と支援の推進
(3)	生活困窮者への自立支援の充実
(4)	子どもの貧困対策の推進
6	住みやすい生活環境の整備
(1)	住環境の整備の促進
(2)	公共施設・道路等のバリアフリー化
(3)	移動の利便性の向上

基本目標 1 一人ひとりがつながるまちづくり

1 人権意識、福祉意識の向上

【現状と課題】

- 私たちの住む地域には、子どもや高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等、様々な人が生活しています。地域で安心して生活していくにはお互いの人権や権利、価値観を認め合い、相手を尊重し、思いやる場所を持つことが必要です。また、すべての人が分け隔てなく参画できる地域づくりが求められています。
- 同和問題をはじめ、子どもや障害者、高齢者への虐待や女性に対する問題、インターネットを利用した人権侵害、感染症や難病等に対する偏見等、様々な課題があります。こうした課題の解決に向けて、隣保館機能を有した人権文化センターと連携して人権意識の向上を図るとともに、家庭、学校、職場、地域等の様々な機会を通じて、啓発や教育等を進め、お互いが尊重し合い、共生する社会を築くことが必要です。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- 福祉や人権に対し、関心を持ち、正しい知識を身に付け、相手を思いやる気持ちを育みましょう。
- 町で開催される人権・福祉に関する講座等に参加しましょう。
- 高齢者や障害者等、配慮が必要な人への理解を深め、手助けをしましょう。

《地域》

- 広報しまもとや地域の団体等から発信される情報を共有し、必要な人に伝えましょう。
- 地域で福祉や人権について学ぶ機会を設けましょう。
- 人権・福祉に関する講演会やイベント等への参加を促しましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	人権の尊重と情報提供の推進	● 地域で暮らす一人ひとりが個人の尊厳やプライバシーを理解しながら、相手を思いやり、お互いを大切にする意識やこころを育むために、広報しまもとやパンフレット等を活用して啓発を推進します。	人権文化センター
		● 人権文化センターを人権啓発や地域交流等の拠点として、各種教室やイベント、相談事業等を実施するとともに、地域住民の学習・活動の場として活用を促進します。	人権文化センター
		● 人権啓発イベントや男女共同参画講座等を充実し、住民が支え合いながら、共に生きる社会の実現に努めます。	人権文化センター
(2)	地域共生に向けた福祉意識の向上	● 地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、乳幼児や高齢者、障害者との交流や体験等を通じて、福祉意識を育む取組に努めます。	福祉推進課
		● 高齢者や障害者に対する理解を深め、地域での支え合いの大切さを理解するために、広報しまもとや町ホームページ、パンフレット等を通じて啓発を進めていきます。	福祉推進課
		● 「障害者週間」等において、関係団体・機関の参加のもと、街頭啓発や展示等を行い、障害者への理解の促進を図ります。	福祉推進課
		● 発達障害等、あまり認識されていない障害について、障害の特徴や対応方法等の啓発に努めます。	福祉推進課 いきいき健康課 教育推進課 子育て支援課
(3)	福祉教育の推進	● すべての住民の自立や社会参加を妨げることのないよう、福祉についての正しい理解・認識を深めるための教育を充実します。	福祉推進課
		● ボランティア団体やサービス提供事業者等の協力のもと、地域福祉に関する学習機会のさらなる充実を図ります。	福祉推進課
		● 次世代を担う子どもたちが、地域福祉を知り、地域活動に参加していくために、保育所や幼稚園・小中学校における福祉教育や体験学習等を推進します。	教育推進課 子育て支援課
(4)	地域福祉に関する広報・啓発の推進による福祉意識の醸成	● 広報しまもと・町ホームページ・ケーブルテレビ・パンフレット等の各種広報媒体を活用して、地域福祉・ボランティア等に関する情報の発信を強化し、地域福祉を知る・学ぶ機会の充実に努めます。	福祉推進課
		● 関係団体やボランティア、高齢者、障害者が交流することにより、福祉意識の醸成を図ります。	福祉推進課

2 交流とコミュニティ活動の推進

【現状と課題】

- 少子高齢化による家族構成やライフスタイルの変化等により、地域社会における住民同士の人間関係が希薄になる傾向があります。特に町外から転居してきた世帯はつながりを持つ機会が少ないと考えられることから、誰もが参加できる交流の機会を創出する必要があります。
- 住民が地域のつながりの重要性を意識し、積極的に交流することができるよう、地域の行事やイベント等への参加を促進し、ふれあいや交流活動を通じて地域の絆を深める必要があります。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- ご近所とあいさつをしたり、日頃からの声かけを行いましょう。
- 地域で開催される行事等に参加し、積極的に話しかけ、交流を深めましょう。
- 行事等に参加する際、隣近所や知り合いに積極的に声をかけましょう。
- 様々な団体等の活動に参加し、交流の幅を広げましょう。
- 様々な世代の人と交流する機会を持ちましょう。
- 回覧板や地域のお知らせを手渡しする等、親交を深めましょう。

《地域》

- 地域における見守り活動・声かけ運動に取り組まましょう。
- 地域の集いの場に参加しやすい環境づくりを行いましょう。
- 参加者が楽しく交流できるよう、様々な企画を実施しましょう。
- 公共施設や地域の空きスペースを活用した交流の場づくりを進めましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	交流の居場所づくりの促進	● 地域で開催される行事やイベント等を通じ、年齢や障害の有無等に関係なく、様々な人が交流できる居場所づくりを促進します。	福祉推進課 人権文化センター にぎわい創造課 生涯学習課
(2)	コミュニティ活動の支援	● 自治会や年長者クラブ、こども会等の地域団体の組織化の支援を行うとともに、それらの活動を支援することで、様々な世代の地域住民の交流機会の充実に努めます。	コミュニティ推進課 いきいき健康課 生涯学習課
(3)	福祉の担い手間の連携強化	● 地域単位で活動する組織・団体・福祉関係者等地域における福祉の担い手間の定期的な交流や情報交換・情報共有等を促進し、連携を強化します。	福祉推進課
(4)	地域での新たな取組への支援	● 地域の課題やニーズに対応するために、地域団体やボランティア・NPO等が行う新たな取組を支援します。	コミュニティ推進課

1 地域で活躍する人材の確保・育成

【現状と課題】

- 地域福祉を進める主役は住民であり、住民参加の必要性は様々な場面で増大していますが、地域活動への参加は、年齢が高い世代が多く、若い世代の参加が少ない状況といえます。各年代それぞれの関心や地域に対する問題意識を行動に変え、地域の力としていくことが求められます。
- 住民主体の取組を促進するためには、地域の状況や地域活動に関する情報提供、ボランティア体験の推進、地域の活動事例の紹介等、地域活動に参画するきっかけづくりが必要です。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- 広報しまもとやボランティアセンターからの情報を積極的に収集しましょう。
- 地域で活動している団体やボランティア等の活動内容を知り、参加したい活動をみつけましょう。
- 積極的に地域活動・ボランティア活動に参加しましょう。

《地域》

- 地域で行っている活動や取組について情報発信しましょう。
- あらゆる世代の人が地域活動・ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに協力しましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	ボランティアセンター機能や連携の強化	● 島本町社会福祉協議会ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動等住民による福祉活動を幅広く支援します。	福祉推進課
		● 島本町ボランティア情報センターにおいて、ボランティアに関する情報提供の一元化等、ボランティア活動の活性化に向けた取組を推進します。	コミュニティ推進課
		● ボランティアコーディネーターを通じ、ボランティア活動の相談やボランティア活動の受け入れ・調整、ボランティア活動の支援等を行います。	福祉推進課
(2)	地域活動、ボランティアの担い手の発掘・確保・育成	● 地域住民のボランティア活動への参加を働きかけるため、ボランティアの種類や経験に応じた講座や研修会を実施し、参加機会を創出します。	福祉推進課
		● 講座等の修了者が地域福祉の担い手として活躍できるよう、ボランティア団体等への登録の働きかけや地域福祉活動に関する情報提供等の支援を行います。	福祉推進課
		● 地域で暮らす元気な高齢者や定年退職した人が持つ豊富な知識や経験を地域活動の中で活かせるよう、参加するきっかけづくりや活動の場の提供に努めます。	福祉推進課

2 連携強化と小地域ネットワーク活動の推進

【現状と課題】

- 支援を必要とするすべての人が安心して生活できるように、島本町社会福祉協議会、民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携を強化しながら、小地域ネットワーク活動を推進しています。
- 小地域ネットワーク活動に対する理解を深めるため周知に努めてきましたが、広報媒体の活用や広報等に掲載する頻度を充実する等、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるように、さらなる周知・啓発に取り組む必要があります。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

-
- 見守りが必要な人をみつけたら、民生委員児童委員や支援機関等に知らせましょう。
 - 自治会パトロール等を通じて、常に地域に目を向けましょう。
 - 児童・生徒の登下校時における見守り活動を行いましょう。
 - 虐待やDV被害を発見した際には、適切な窓口等へ通報・相談をしましょう。

《地域》

-
- 地域の団体等で組織的な見守り活動を行いましょう。
 - 民生委員児童委員が活動しやすいよう、連携・協力した環境づくりに努めましょう。
 - 虐待やDV被害に対し、通報・相談しやすい環境づくりを進めましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	島本町社会福祉協議会の機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 本町における地域福祉推進の核である島本町社会福祉協議会との連携を強化し、地区福祉委員会活動等、その機能が十分に発揮されるように努めます。 	福祉推進課
(2)	小地域ネットワーク活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区福祉委員会を中心に地域の組織・団体や民生委員児童委員・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等が連携して地域の課題を共有し、解決できるよう、小地域ネットワーク活動をさらに充実させます。 	福祉推進課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 小地域ネットワーク活動、民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）について、住民の理解を深めるため、様々な機会や媒体を活用するとともに、掲載頻度や掲載媒体を充実させて周知に努めます。 	福祉推進課
(3)	地域での見守り・助け合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣での支え合いを強化・推進するため、自治会の活動を支援します。 	コミュニティ推進課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に定着した事業者等を地域での「見守り役」として位置づけ、民生委員児童委員、地区福祉委員等との連携のもと、地域の見守り機能の強化・拡充を図ります。 	福祉推進課
(4)	民生委員児童委員活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の身近な相談相手である民生委員児童委員との連携を深め、福祉サービスに関する情報提供や講座・研修会等を通じて資質の向上に努めます。 	福祉推進課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 広報しまもとや町ホームページ等あらゆる広報媒体や機会を活用し、民生委員児童委員の役割や活動内容について、積極的かつ効果的な広報活動を行い、その周知を図ります。 	福祉推進課

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

1 相談支援体制の強化

【現状と課題】

- 住民が抱く不安や悩み等を把握し、深刻な事態になる前に適切に対応するためには、相談機関が果たす役割が非常に大きいといえます。保健・医療・福祉に関する相談では、町役場の担当窓口をはじめ、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地区福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、人権文化センター等があり、様々な相談を受けられる体制が整っています。
- ちょっとした悩みや不安は身近な家族や親族、友人に相談する人が多いと思われませんが、解決が困難な事例について、相談窓口での情報提供を充実させるとともに、相談内容によって専門機関へとつなげられるよう、相談支援体制を充実させるとともに、庁内各課と関係機関の連携を強化することが必要です。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

-
- 悩みごとや心配ごとを一人で抱え込まず、周囲の人に相談しましょう。
 - 町内のどこにどのような相談窓口があるか把握しましょう。
 - 地域の身近な相談役である民生委員児童委員や各種相談窓口に相談しましょう。
 - 身の回りで相談を受けたら、話を聞き、内容に応じて適切な相談機関へつなぎましょう。

《地域》

-
- 悩みごとを抱えている人が気軽に相談でき、かつ様々なことについてみんなで話し合える環境づくりを行いましょう。
 - 支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援先へつなぎましょう。
 - 地域で対応できない相談については、町や関係機関の窓口を紹介し、支援につなぎましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	身近な地域における相談・支援活動等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員児童委員、地区福祉委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が自治会等の地域組織と連携し、小地域ネットワークとして相談支援活動や見守り活動を行いながら、地域における福祉ニーズを把握するための体制を強化します。また、地域の関係者が専門機関と連携し、福祉ニーズを持つ人を適切な福祉サービスに結びつけることができるよう支援します。 	福祉推進課
(2)	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ● おおむね小学校区ごとに配置されているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、支援を必要とする高齢者、障害者、子育て中の親等に対する相談、見守り、必要なサービスへのつなぎ等、個別の支援を行います。 	福祉推進課
		<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカー（CSW）について、広報しまもと等を通じて周知・啓発に努めます。 	福祉推進課
(3)	専門相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的な相談に対応する窓口の整備・充実に取り組みます。また、各種事業やイベント等の機会を活用し、課題・ニーズの把握や相談支援等を展開します。 	福祉推進課 人権文化センター いきいき健康課 教育推進課 子育て支援課
(4)	役場窓口における相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 役場窓口への専門職の配置、窓口における職員の意識の向上及び窓口同士の連携強化に努めます。 	福祉推進課 いきいき健康課 保険課 子育て支援課 人事課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 各種相談窓口の連携やワンフロア化に努め、総合的な相談体制を構築することで、利用満足度の高い相談窓口づくりを推進します。 	政策企画課 総務・債権管理課

2 緊急時の支援の充実

【現状と課題】

- ひとり暮らしの重度身体障害者やひとり暮らし高齢者等を対象とした「緊急通報装置設置事業」や、もしものときに迅速な対応ができるよう、ひとり暮らしの高齢者等に、緊急医療情報キット「しまもと安心ボトル」を配付しており、必要とする人が必要なときに利用できるよう、取組を継続することが重要です。
- 地域住民や関係団体の協力による登下校時の見守りを実施しているほか、各小学校の通学路に防犯カメラを設置することで、子どもの安全対策の充実に努めており、引き続き学校や地域、関係機関との連携を強化しながら取組を推進することが必要です。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- 地域の見守り活動への関心を高め、自発的に参加しましょう。
- 近所の人の変異に気づいた際には、関係機関等へ相談しましょう。

《地域》

- 地域の安全を守るために、見守り活動を行いましょう。
- こども 110 番の家の登録世帯や事業所等と協力し、地域ぐるみの防犯活動を進めましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	緊急通報システムを活用した緊急時の対応の推進	● ひとり暮らし高齢者等の急病時等、緊急時に迅速かつ適切な支援を行うため、緊急通報システムを活用するとともに、地域住民による見守り活動を推進します。	いきいき健康課
(2)	「しまもと安心ボトル」を活用した緊急時の対応の推進	● ひとり暮らしの高齢者等に救急医療情報キット「しまもと安心ボトル」を配付し、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。	いきいき健康課
(3)	子どもの安全・安心対策の充実	● 子どもたちの安全・安心対策として、「こども 110 番の家」運動、登下校時の見守り等を地域住民や関係団体の協力のもと継続して実施します。	教育総務課 生涯学習課
		● 通学路の危険箇所をまとめた「子ども安全マップ」を更新・配布し、子どもの安全・安心対策の強化に努めます。	教育推進課

3 災害時の支援の充実

【現状と課題】

- 東日本大震災や熊本地震、平成30年6月に発生した大阪府北部地震、平成30年7月に発生した西日本豪雨、平成30年9月に発生した台風21号等、頻発する自然災害を契機として、防災を含め地域全体の安心・安全なまちづくりに対する住民意識が高まるとともに、自主防災組織等の地域コミュニティが果たす役割の重要性が再認識されています。
- 災害対策基本法に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報に配慮しつつ、避難行動要支援者を地域で守るための取組を推進しており、関係機関との名簿共有や個別計画の策定を推進していくことが必要です。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- 日頃から防災に対する関心を持ち、食料の備蓄や避難所の確認等、様々な情報を収集しましょう。
- 地域の防災活動への関心を高め、自主防災組織の活動や防災に関する訓練、講座等に参加しましょう。
- 自らの身の安全は自分で守る意識を持ちつつ、災害時に周囲で手助けが必要な人がいれば、支援しましょう。

《地域》

- 地域の要配慮者に関する情報を把握しましょう。
- 自主防災組織の結成に向けて検討しましょう。
- 自主防災組織を通じて、防災訓練や防災研修等を行いましょ。
- 地域全体で協力し合い、地域の防災力を高めましょ。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	避難行動要支援者への支援体制の充実	● 災害時の避難等に支援が必要な要介護高齢者や重度の障害者等の「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、避難行動要支援者の把握に努めます。	福祉推進課 危機管理室
		● 「避難行動要支援者名簿」の情報を本人の同意を得た上で関係機関と共有し、個別の避難経路や支援内容等を定める「個別計画」の作成に努めます。	福祉推進課 危機管理室
(2)	災害に備えた体制の整備	● 危険区域や避難所・避難方法等を周知する「ハザードマップ」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を促進します。	危機管理室
(3)	災害ボランティアセンターの設置	● 大規模災害時には、島本町社会福祉協議会との協定に基づき、外部からのボランティアの受け入れ・調整等を行う「災害ボランティアセンター」の設置を要請し、円滑な被災者支援と復興に努めます。	福祉推進課

4 福祉サービスに関する情報提供

【現状と課題】

- 広報しまもと、町ホームページ、ケーブルテレビ、各種制度・サービスに関するパンフレット等の各種広報媒体を活用し、福祉サービスに関する情報提供を行っています。
- 福祉サービスの情報を必要とする人に情報が行き届くよう、様々な広報媒体を活用したきめ細やかな情報提供や情報のバリアフリー化の推進が必要です。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- 日頃から必要な情報の収集を行いましょう。
- 広報しまもとや町ホームページ、パンフレット等の関係機関・団体からの情報を入手しましょう。

《地域》

- 広報しまもとや町ホームページ、パンフレット等を活用した情報提供を行いましょう。
- 町や関係機関、団体等から出される情報を地域で共有し、情報を必要としている人に提供しましょう。
- 活動する地域や分野、組織の枠を超えて、情報を共有し、積極的に情報を発信しましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	情報提供の推進	● 広報しまもと、町ホームページ、ケーブルテレビ、各種制度やサービスに関するパンフレット等を活用し、その活用手法や内容等を含めて、福祉サービス等に関して誰もがわかりやすい情報提供を推進します。	福祉推進課 いきいき健康課 保険課 子育て支援課 コミュニティ推進課
		● 高齢者・障害者・外国人等情報を得ることが困難な人に対し、適切な情報入手が可能となるように、情報のバリアフリー化を推進します。(音声・点字による情報提供、手話通訳者の派遣)	福祉推進課 コミュニティ推進課
(2)	各分野の連携による情報提供体制の充実	● 庁内の関係部局や関係機関との連携を強化し、保健・医療・福祉分野の情報の一元化を進めることで、情報を必要とする人に適切な情報を提供できる体制の充実に努めます。	福祉推進課 いきいき健康課 保険課

5 権利擁護と福祉サービスの推進

【現状と課題】

- 認知症高齢者の増加や、障害者の地域生活への移行等、配慮が必要な人の主体的な選択・判断を手助けする取組が求められています。また、子どもや高齢者、障害者等に対する虐待の防止、生活困窮の自立支援も大きな課題となっており、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、一人ひとりの権利を守るための取組を進める必要があります。
- 行政において権利擁護に向けた様々な取組を実施していくことに加え、行政の取組を地域で暮らす人に認識してもらい、人権侵害等の未然防止や早期発見、適切な支援を実施していくことが必要です。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- 高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待の早期発見に努め、関係機関につなぎましょう。
- 生活困窮者自立支援制度の理解を深めましょう。
- 身近に課題を抱え、生活が困窮している人を見つけたら、関係機関につなぎましょう。

《地域》

- 地域において支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援先へつなぎましょう。
- 相談窓口の周知を図るとともに、継続して、町や関係機関との連携を強化しましょう。
- 生活困窮者の自立に向けて、関係機関と連携しながら、継続して相談支援をしましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	虐待防止の推進	● 民生委員児童委員、家庭児童相談員や、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、子どもや高齢者、障害者等への虐待や暴力の防止を啓発します。	福祉推進課 いきいき健康課 子育て支援課
		● 子どもや障害者・高齢者等に対する虐待被害を早期に発見できるよう、地域住民や民生委員児童委員等の地域福祉の担い手・各種関係機関との連携強化を図ります。	福祉推進課
(2)	判断能力に不安のある人に対する理解と支援の推進	● 高齢者や障害者等、成年後見制度の利用が必要と認められる人が適切に利用できるような制度の周知を図り、申し立て等の支援を行います。	いきいき健康課 福祉推進課
		● 認知症についての理解の輪を広げ、地域で生活する認知症高齢者やその家族をまちぐるみで温かく見守るため「認知症サポーター」を養成します。また、認知症カフェの活動支援や、周知・啓発に取り組むとともに、「島本町認知症高齢者等見守りネットワーク」の充実を図ります。	いきいき健康課
		● 認知症高齢者や知的・精神障害等で判断能力に不安のある住民が、適切に福祉サービス等を利用し、地域での生活が継続できるよう、日常生活自立支援事業（みまもーる）の周知・普及に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、利用支援に努めます。	福祉推進課

	個別施策	施策内容	所管課
(3)	生活困窮者への自立支援の充実	● 様々な事情で経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人の早期発見・把握に努めます。	福祉推進課
		● 生活困窮者に対し、個別に事情を確認したうえで、本人の意向のもと、自立に向けたプランを策定し、就労支援や日常生活における自立や社会生活における自立を支援します。	福祉推進課
		● 生活に困っている人のうち家計管理に問題を抱える人に対し、家計の現状把握から家計改善に取り組むための支援、各種制度・サービスへの支援を行います。	福祉推進課
		● 離職により住まいを失った人や、そのおそれのある人に対し、期間を定めて家賃相当額の住居確保給付金を給付するとともに、就労に向けた支援を行います。	福祉推進課
		● 住まいを失った人に対し、宿泊場所や食事を一時的に提供します。	福祉推進課
		● 関係機関と連携し、生活困窮者支援を通じて、誰もが共に暮らしていける地域づくりに努めます。	福祉推進課
(4)	子どもの貧困対策の推進	● 庁内の関係部局で連携し、支援を必要としている世帯が適切な支援につながるよう努めます。	福祉推進課 教育総務課 教育推進課 子育て支援課
		● 相談支援や就労支援をはじめとした総合的な支援を進め、教育・就労・社会参加の機会確保に努めます。	福祉推進課
		● 子どもの貧困問題や健康不安等、多様な相談内容に対して、職員・相談員の研修を充実させ、支援体制を強化します。	福祉推進課 いきいき健康課 子育て支援課
		● 子ども食堂や学習に関する取組を支援することで、支援を必要とする子どもの生活を支えます。	福祉推進課

6 住みやすい生活環境の整備

【現状と課題】

- 子どもや子育て中の保護者、高齢者や障害者等に配慮し、誰もが利用しやすい施設の整備が求められており、公共施設のみならず、多くの人々が利用する民間施設についても利用しやすくするよう、整備を働きかける必要があります。
- 障害や加齢による身体機能等の低下があっても、個人の意見や尊厳に配慮し、自宅での生活を継続できるよう、住宅改修や情報提供に努めることが必要です。
- 妊婦や高齢者、障害者とその介助者等が公共施設に出かけられるように、「福祉ふれあいバス」を運行する等、移動の利便性の向上に取り組む必要があります。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- バリアフリーやユニバーサルデザインの理念について理解しましょう。
- 困っている人や助けを必要としている人を見かけたら、お手伝いをしましょう。
- 迷惑駐車・駐輪をしない等、思いやりとマナーを意識して行動しましょう。

《地域》

- バリアフリーやユニバーサルデザインの視点から、地域の環境改善に取り組みましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	住環境の整備の促進	● 重度身体障害者や要支援・要介護高齢者の在宅での自立生活の維持・向上や介護者の介護負担の軽減を図るため、住宅改修を促進します。	福祉推進課 保険課
(2)	公共施設・道路等のバリアフリー化	● 「島本町バリアフリー基本構想」や「大阪府福祉のまちづくり条例」等に基づき、ユニバーサルデザインの考え方のもと、誰もが利用しやすい公共施設や民間施設の整備を推進します。	都市計画課 都市整備課 総務・債権管理課
		● 道路や歩道等の段差を解消し、地域住民が安心して移動できる道路のバリアフリー化を推進します。	都市計画課 都市整備課
(3)	移動の利便性の向上	● 高齢者・障害者とその介助者、妊婦の方等が公共施設に出かけることを支援するため、町内を巡回する「福祉ふれあいバス」を運行します。	いきいき健康課
		● タクシー・介護タクシーの利用料の軽減のため、高齢者と重度障害者に対する移送サービス（タクシー代助成）を実施します。	いきいき健康課 福祉推進課

第4章 第1期 自殺対策計画

1 基本理念

いのちを支え合い、助け合う、おたがいさまのまちづくり

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、誰もが支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができるまちを目指し、「いのちを支え合い、助け合う、おたがいさまのまちづくり」を自殺対策の基本理念とします。

2 計画の数値目標

国は自殺対策について、平成38（2026）年までに、自殺死亡率を平成27（2015）年の18.5と比べて30.0%以上減少させるという考え方のもと、「平成38（2026）年までに自殺死亡率を13.0以下まで減少させる」ことを目標にしており、府では、毎年自殺者数の減少傾向を維持することを目標としています。

本町では、年度によって自殺者数にばらつきがみられるため、計画の最終年度における目標設定ではなく、本計画期間（5年間）を通じた平均自殺死亡率を以下のように定めます。

■計画の数値目標

平成35（2023）年までに自殺死亡率を **8.3以下（人口10万対）**まで減少させる。
※島本町（人口3万対）の場合、2.49人以下となる。

考え方	平成31（2019）年から平成35（2023）年までの5年間で、自殺死亡率を平成27年（9.8）と比べて <u>15.0%</u> 以上減少させる。
計算根拠	0.3=国の平成38（2026）年目標の自殺死亡率の減少率 9.8=島本町の平成27年の自殺死亡率 0.3（30.0%）÷10年（国の目標期間は10年）×5年（本計画の期間） ≒0.15 9.8×0.85≒8.3

※数値目標の自殺者数については、人口が3万人の場合の数値として算出しています。
 8.3×0.3 （人口3万人/10万）=2.49（人口3万対）

3 施策体系

基本施策

1 地域のネットワークの強化

- (1) 庁内の連携体制の構築
- (2) 地域福祉のネットワークとの連携による支援の推進

2 自殺対策を支える人材の育成

- (1) 庁内職員に対する研修等の実施
- (2) 各種団体に対するゲートキーパー研修の実施

3 住民への啓発と周知の充実

- (1) 広報媒体を活用した啓発の実施
- (2) 健康づくりに関する啓発の充実
- (3) 福祉サービスや制度の情報提供

4 生きることを促す支援の充実

- (1) 居場所づくり・生きがいづくりの推進
- (2) 自殺未遂者に対する包括的な支援の実施
- (3) 遺族への支援
- (4) 安全な生活を確保するための支援

5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

- (1) SOSの出し方に関する教育の推進
- (2) 地域・学校・保健・福祉の連携
- (3) 教職員に対する研修・支援の推進
- (4) こころの教育の充実
- (5) 児童虐待防止の推進
- (6) 支援教育の充実

重点施策

1 生活困窮者・無職者・失業者に対する自殺対策の推進

- (1) 低所得者支援の充実
- (2) 生活困窮者への自立支援の充実【第4期 島本町地域福祉計画 基本目標3-5(3) 再掲】
- (3) 就労の支援

2 高齢者に対する自殺対策の推進

- (1) 地域ケア会議の充実
- (2) 健康で生きがいのある暮らしの実現
- (3) 高齢者の権利擁護の推進
- (4) 高齢者の就労の機会づくり
- (5) ひとり暮らし高齢者等実態把握事業の推進
- (6) 福祉ふれあいバス等を通じた啓発の実施

基本施策

国が示しているすべての市町村で取り組むべき施策をもとに、本町の現状や実施している事業を踏まえて基本施策を定め、自殺対策を推進します。

1 地域のネットワークの強化

【現状と課題】

- 自殺の背景には、身近な人との死別・離婚・いじめ・失業・健康問題・経済問題・生活問題等、多分野にわたる問題があるため、特定の部署・団体のみで対応することは困難です。そのため、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを推進するためには、自殺の実態に即して、精神保健的観点からのみならず、行政、地域団体、保健、医療、福祉、企業や事業所、住民がお互いに協力しながら、それぞれの主体が各自の役割を理解した上で、連携・協働の体制をつくり、ネットワークで総合的に自殺対策に取り組む必要があります。
- 地域課題の把握や対応策の検討を行う会議体を設置するとともに、関連分野における連携体制を充実・強化し、全庁的な自殺対策を進めるための体制を整備する必要があります。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- ご近所とあいさつをしたり、日頃からの声かけを行い、つながりを持ちましょう。
- こころの不調（アルコール問題等依存症を含む）に気づいたときは、医療機関に早めに相談しましょう。
- 死にたい、つらいという気持ちになったときは、誰かに相談してみましょう。

《地域》

- こころの不調（アルコール問題等依存症を含む）を感じている人に気づいたときは、まず話をよく聞き、医療機関の受診や相談窓口への相談を勧め、地域で見守っていきましょう。
- 自殺を個人的な問題とせず、地域で取り組む問題だと考えていきましょう。
- 生活困窮者の自立に向けて、関係機関と連携しながら、継続して相談支援をしましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	庁内の連携体制の構築	● 国の自殺総合対策大綱に基づき、関係機関ならびに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、自殺対策を総合的に推進するために、関係機関や専門家及び町職員を構成員とする「自殺対策連絡協議会」の設置のあり方を検討します。	福祉推進課
		● 相談事業や様々な調査を通じ、支援を必要とする人を見逃さないようにし、庁内で連携しながら支援を実施します。	福祉推進課
(2)	地域福祉のネットワークとの連携による支援の推進	● 地域住民、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や保健所、地域包括支援センター等、地域福祉のネットワークと連携し、自殺予防を推進します。	福祉推進課
		● 独居者、生活困窮者、引きこもり等、自殺リスクにつながり得る問題や悩みを抱える傾向のある人々に対し、異変に気づいた際に適切な支援につながるようなことできるよう、住民、民生委員児童委員、関係団体と連携し、見守る体制づくりに努めます。	福祉推進課

■自殺対策ネットワークのイメージ



自殺対策を進めるには、住民の生活を支える様々な機関・団体が連携・協働していく必要があります。

住民同士の支え合いの促進や、行政をはじめ、府や近隣市町村、町内の団体との連携・協働を通じて、誰一人として自殺に追い込まれることのないまちづくりを進めていきます。

2 自殺対策を支える人材の育成

【現状と課題】

- 自殺対策を進めるにあたっては、様々な悩みや不安、生活上の困難を抱える人に対しての「気づき」が重要であり、一人ひとりが抱えている課題に気づくことができる人材を育成することが重要です。
- 町職員や保健・医療・福祉の関連分野で活動している人だけでなく、住民にも「気づき」の意識を持ってもらう必要があり、研修等の実施を通じた自殺対策を支える人材の育成が必要です。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- 町で開催される研修やセミナーに参加しましょう。
- 自殺は誰にでも起こり得る問題だと意識しましょう。

《地域》

- 町や関係機関、団体等から出される研修やセミナーの情報を地域で共有し、参加を呼びかけましょう。
- お互いに支え合う地域づくりを進めましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	庁内職員に対する研修等の実施	● 自殺対策に対する意識の高揚を図るとともに、窓口業務や各種相談対応等において自殺のサインに気づくことができるよう、職員に対するゲートキーパー研修等の開催を通じて、自殺対策を支える人材の育成に努めます。	福祉推進課 人事課 人権文化センター
		● 職員に対するメンタルヘルスに関する相談や研修の実施により、自殺対策に関わる庁内職員を支援します。	人事課
(2)	各種団体に対するゲートキーパー研修の実施	● 地域で見守りや相談を行う方、ボランティアや様々な支援活動に取り組む方、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉のサービス提供に関わる方・各種団体等に対し、ゲートキーパー研修の受講を促進します。	福祉推進課

■ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、「命の門番」と位置づけられる人々のことです。

生活における様々な悩みに追いつめられた末に死を選ぶ前に、悩みを抱えている人に「気づき」、「声をかけ」、「話を聞き」、「必要な相談窓口につなぎ」、「見守る」ことがゲートキーパーの役割です。研修等を通じて、話の聞き方や声のかけ方、支援機関へのつなぎ方を学び、ゲートキーパーを育成する取組が全国的に進められています。

ゲートキーパーになるために特別な資格は必要ではありません。身近な人のこころとからだの不調に気がつき、話を聞いて、支援につなぐことができれば、ゲートキーパーとして自殺を防ぐことにつながります。

気づき・声かけ

家族や友人の変化に気づき、声をかける

- 変化 ⇒ 身近な人の様子が「いつもと違う」
(うつ、借金、死別、過重労働、病気、出産等)

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

- 話せる環境をつくる
- 相手のペースに合わせる（せかさない）
- 誠実に、本人の気持ちを尊重して、本人の感情を否定せず、共感を伝える

つなぎ・見守り

早めに専門家に相談するよう促し、温かく寄り添い、見守る

- 相談者の了承を得たうえで、つなぐ先（専門家等）に連絡をする
- つなぐ先の方が対応できる日時、窓口名、担当者名等を確認する
- つなぐ先に確認した内容を悩んでいる人に伝える
- 今後も相談にのること、心配しているということを伝え、見守る

資料：厚生労働省「誰でもゲートキーパー手帳」

3 住民への啓発と周知の充実

【現状と課題】

- 「自殺は個人の問題であり、予防はできない」といった、自殺に対する誤った考え方や偏見を取り除き、生活の中で様々な悩みや不安を抱え、精神的に追い詰められたときには誰かに助けを求めるといった考え方を普及させることが必要です。
- 周囲にいるかもしれない、悩みや不安を抱えている人の存在に気づき、寄り添い、必要に応じて支援機関の相談を勧めるという、自殺対策において一人ひとりが担うことのできる役割を意識できるよう、住民に対する啓発と周知が重要です。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- 自殺につながるおそれのあるうつ病等の精神疾患は誰にでも起こるころの病気であること等、正しい知識を持ちましょう。
- 広報しまもとや町ホームページに掲載している相談窓口の情報を入手する等、困ったときにどこに相談すればよいか確認しましょう。

《地域》

- 町や関係機関、団体等から出される情報を地域で共有し、情報を必要としている人に提供しましょう。
- 自殺は地域社会の問題だという考えを持ち、地域全体で自殺対策を考えていきましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	広報媒体を活用した啓発の実施	● 相談窓口や支援団体の一覧を示したリーフレットを配布し、自殺予防と自殺リスクの早期発見に向けた啓発を実施します。	福祉推進課
		● 広報しまもとや町ホームページにて、自殺予防週間（9月10日～16日）・自殺対策強化月間（3月）等に合わせ、自殺対策の情報や相談窓口、サポートが受けられる専門機関の案内を掲載し、自殺対策の周知や理解促進を図ります。	福祉推進課
(2)	健康づくりに関する啓発の充実	● 健康づくりや健康に対する正しい知識の普及啓発と併せて相談窓口の情報を提供し、自殺対策に関する情報や各種相談窓口、支援機関等の啓発に努めます。	いきいき健康課
		● 保健所等の関係機関と連携し、講座や広報しまもとを通じて、こころの健康やこころの病気、精神保健福祉に関する啓発を行います。	福祉推進課 いきいき健康課
		● 母子健康手帳交付時等の際に、産後うつや育児に関する悩みの相談窓口、支援情報の啓発を充実します。	いきいき健康課
(3)	福祉サービスや制度の情報提供	● 福祉サービスや制度の情報提供に併せて、自殺対策に関する情報や各種相談窓口、支援機関等の啓発に努めます。	福祉推進課

4 生きることを促す支援の充実

【現状と課題】

- 自殺対策において、一人ひとりが抱えている悩みや不安等、自殺に追い込まれてしまう状況に至る原因となる「生きることの阻害要因」（身近な人との死別・離婚・いじめ・失業・健康問題・経済問題・生活問題等）を減少させる取組だけでなく、地域での居場所づくりや生きがいづくり等「生きることの促進要因」（信頼できる人間関係・生きがい・自己肯定感等）を増やしていく取組も重要です。
- 子どもや若者、高齢者といったすべての住民が地域で孤立することがないように居場所づくりを推進するほか、日頃から安心できる環境を構築していく必要があります。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- プライバシーを尊重しつつ、近隣との交流を図り、いざというときに頼れる近所づきあいをしていきましょう。
- 町で開催される健康づくりのイベントに参加しましょう。
- からだだけでなく、こころの健康も意識するようにしましょう。

《地域》

- 健康づくりのイベントを開催し、参加を呼びかけましょう。
- 町や関係機関、団体等から出される交流や健康づくりのイベントに関する情報を地域で共有し、参加を呼びかけましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	居場所づくり・生きがいくりの推進	● 身近なところで気軽に立ち寄り、語り合える場づくりを推進し、子育て世代や高齢者、障害者等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる居場所づくりに努めます。	福祉推進課 子育て支援課
		● 障害者に対する理解を深めるとともに、生きがいくりを促進し、周囲とつながりながら生きることを支援します。	福祉推進課
		● 健康づくりやスポーツ活動等を通じた生きがいくりを支援するとともに、住民同士の交流や多世代交流を促し、支え合う関係づくりのきっかけをつくります。	生涯学習課 福祉推進課 いきいき健康課
(2)	自殺未遂者に対する包括的な支援の実施	● 保健所・救急医療機関・精神科医療機関・消防・警察との連携を強化し、自殺未遂者を早期に専門機関へとつなぎ、包括的な支援を実施できる体制の構築を図ります。	福祉推進課
		● 保健所から情報提供を受けた自殺未遂者を適切な支援機関につなぎ、自殺の再企図防止に努めます。	福祉推進課
(3)	遺族への支援	● 遺族から相談を受けた場合には、関係機関と連携して、相談窓口の情報提供等の支援を行います。	福祉推進課
		● ゲートキーパー研修・講座等を通じて自殺や遺族に対する理解を深め、偏見をなくしていくことで、遺族が安心して悩みを打ち明けられる環境をつくり、こころのケアにつなぎます。	福祉推進課
(4)	安全な生活を確保するための支援	● 関係機関と連携し、消費生活問題の包括的な被害防止に取り組み、相談を行った住民に対して、相談を行った後の状況や問題解決の進捗等のフォローを行う等、継続的な支援に努めます。	にぎわい創造課
		● 犯罪の加害者・被害者として犯罪に巻き込まれることのないように、防犯活動を推進し安全な地域をつくります。	危機管理室
		● 被災者生活再建支援施策の1つとして、こころのケア・相談窓口等の設置・周知を検討します。	危機管理室

5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

【現状と課題】

- 学校における人間関係や家庭における家族との関係、将来に対する不安等、子どもは様々な悩みに囲まれています。子どもが自殺に追い込まれることを防ぐためには、自殺予防に関する知識を教えるだけでなく、いのちの大切さの教育やいざというときに助けを求めることができるように促していくことが必要です。
- 子どもが助けを求めるためには、普段から信頼できる大人に囲まれ、自分の居場所があるという確信を持つことができる環境を提供することが重要であり、見守り体制の充実や居場所づくりを推進していくことが必要です。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- 子どもの見守り活動への関心を高め、自発的に参加しましょう。
- 虐待をはじめ、深刻な悩みを抱えている家庭に気づいた際には、支援機関に連絡しましょう。

《地域》

- 子どもと交流する機会をつくり、地域と子どもの交流を促しましょう。
- 子どもへのあいさつや声かけを通じて、地域に見守られているという意識を持ってもらいましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	SOSの出し方に関する教育の推進	● いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。	教育推進課
		● 相談窓口を掲載した資料を児童・生徒に配布し、SOSを出すための相談先の周知・啓発を図ります。	教育推進課
(2)	地域・学校・保健・福祉の連携	● 児童・生徒の情報を関係機関と共有し、速やかな相談・指導体制を構築します。	教育推進課
		● 全小中学校にスクールカウンセラーを、全小学校にスクール・ソーシャルワーカーを派遣し、継続して教育相談体制の充実や生徒指導対応、校内ケース会議等に取り組み、児童・生徒の自殺リスクの早期発見・早期対応に努めます。	教育推進課
(3)	教職員に対する研修・支援の推進	● すべての教職員が子どもたちの自殺について対応できるよう、自殺対策に関する研修を実施します。	教育推進課
(4)	こころの教育の充実	● 各学校及び教育センターにおける教育相談の充実を図り、不登校、いじめ、非行問題等の対応に努めます。	教育推進課
		● 道徳教育や人権教育、教育相談機能の充実を通じ、児童・生徒一人ひとりの「生きる力」や豊かな人間性を育みます。	教育推進課
(5)	児童虐待防止の推進	● 保護者への支援を通じて虐待の未然防止に努めるとともに、児童相談所等と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。	子育て支援課
(6)	支援教育の充実	● 特別な支援を必要とする児童・生徒が困難を抱え込まないように、関係機関と連携しながら状況に応じた支援に取り組みます。	教育推進課

重点施策

国が示している地域自殺実態プロファイルの統計データ等を踏まえ、本町の自殺対策において重点的に取り組む施策を定め、自殺対策を推進します。

1 生活困窮者・無職者・失業者に対する自殺対策の推進

【現状と課題】

- 生活困窮に陥っている人は、健康状態の悪化や将来の見通しが持てないといった不安に加えて、周囲に支援してくれる人がおらず、地域で孤立してしまう等、日常生活の継続に関して大きな不安を抱えている可能性があります。
- 無職の人や失業している人は、生活困窮に陥る不安や将来に対する不安等、自殺リスクを抱えている可能性があるため、早急に経済的自立の見通しが立てられるように、就労のための相談支援や具体的な自立計画の提案、その他必要な支援を充実させることが必要です。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- 将来に対する不安等からうつ病にかかりやすいことを知り、精神的な不調を感じたときには早めに相談・受診するようにしましょう。
- 生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まず相談窓口にご相談し、どのような支援を受けられるか知りましょう。

《地域》

- 職場や地域において、相談しやすい環境を整備していきましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	低所得者支援の充実	● 訪問等の機会を通じて生活保護受給世帯や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し、支援します。	福祉推進課
(2)	生活困窮者への自立支援の充実 (再掲) 【P46 第4期 島本町地域福祉 計画 基本目標 3-5 (3)】	● 様々な事情で経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人の早期発見・把握に努めます。	福祉推進課
		● 生活困窮者に対し、個別に事情を確認したうえで、本人の意向のもと、自立に向けたプランを策定し、就労支援や日常生活における自立や社会生活における自立を支援します。	福祉推進課
		● 生活に困っている人のうち家計管理に問題を抱える人に対し、家計の現状把握から家計改善に取り組むための支援、各種制度・サービスへの支援を行います。	福祉推進課
		● 離職により住まいを失った人や、そのおそれのある人に対し、期間を定めて家賃相当額の住居確保給付金を給付するとともに、就労に向けた支援を行います。	福祉推進課
		● 住まいを失った人に対し、宿泊場所や食事を一時的に提供します。	福祉推進課
		● 関係機関と連携し、生活困窮者支援を通じて、誰もが共に暮らしていける地域づくりに努めます。	福祉推進課
(3)	就労の支援	● 高齢者、障害者等の就労が困難な方を対象に就労に向けた相談支援等、就労支援を通じて生活の安定を図ります。	福祉推進課 にぎわい創造課
		● 就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題を抱えている可能性があるため、就労支援と自殺対策を連携して進めることで、生きることを支援します。	福祉推進課

2 高齢者に対する自殺対策の推進

【現状と課題】

- 高齢化が進んでおり、健康状態の悪化から自殺リスクが高くなる人の増加が予想されます。
- ひとり暮らしの高齢者が孤立することのないように、地域での見守りや社会参加の機会を提供していくことが重要です。

【みんなで取り組むこと】

《一人ひとり》

- 家庭や地域で自分の役割や居場所、生きがいを持ち、心身ともに健やかな生活を送りましょう。
- 身近な人とつながりを持ち、自分の楽しみを見つけましょう。

《地域》

- 地域の見回りや関わりを通じて、変化に気づいたときには声をかけ、地域包括支援センターや関係機関に相談しましょう。

【町で取り組むこと】

	個別施策	施策内容	所管課
(1)	地域ケア会議の充実	● 地域の高齢者が抱える問題等を把握し、地域ケア会議で共有することで、自殺リスクの高い人に対する支援について、関係機関において連携を図ります。	いきいき健康課
(2)	健康で生きがいのある暮らしの実現	● 年長者クラブの活動やいきいき百歳体操、かみかみ百歳体操等の地域づくりを通して、健康づくり・生きがいづくりを促進します。	いきいき健康課
(3)	高齢者の権利擁護の推進	● 判断能力に不安を抱える高齢者の中には、認知症等、自殺のリスクが高い人も含まれる可能性があるため、権利擁護事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報を把握し、必要に応じて支援します。	いきいき健康課
(4)	高齢者の就労の機会づくり	● 長年の人生の中で培ってきた経験や優れた能力、技能を持つ高齢者が自己の能力を活かした就業機会を得られるよう、また、社会参加による生きがいづくりにつながるよう、シルバー人材センターの取組に対して支援します。	にぎわい創造課
(5)	ひとり暮らし高齢者等実態把握事業の推進	● ひとり暮らし高齢者等実態把握事業において、同意を得た高齢者の名簿を、個人情報の取扱いに注意した上で民生委員児童委員と共有し、日頃の見守り活動において、心身の状況（アルコール問題等依存症を含む）を把握し、専門的な支援が必要な方を行政につなぐ等の連携を図ります。	いきいき健康課 福祉推進課
(6)	福祉ふれあいバス等を通じた啓発の実施	● 高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を福祉ふれあいバス車内や年長者福祉センターに掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知を図ります。	いきいき健康課

資料編

島本町住民福祉審議会 委員名簿

氏名	所属	備考
明石 隆行	種智院大学 人文学部 社会福祉学科 教授	会長
小田 泰宏	藍野大学 医療保健学部 教授	
梶丸 典子	島本町母子寡婦福祉会 役員	
加藤 辰男	一般社団法人 高槻市歯科医師会	
岸 大輔	一般社団法人 高槻市医師会 理事	副会長
木村 和成	立命館大学 法学部 教授	
草野 史生	社会福祉法人 大阪水上隣保館 法人事務局 次長	
後藤 米子	島本町介護者家族の会 幹事	
清水 照光	社会福祉法人 島本町社会福祉協議会 会長	平成30年 11月17日まで
杉本 茂	島本町年長者クラブ連合会 会長	
高田 不二雄	公募委員	
谷川 淑子	島本町人権協会 副会長	
中村 智	島本町社会教育委員会議	
中村 民子	島本町民生委員児童委員協議会 副会長	
鉢窪 泉生	大阪府茨木保健所 次長	
本間 和枝	公募委員	
三宅 守	島本町身体障害者福祉協会 副会長	
横井 正子	社会福祉法人 島本町社会福祉協議会 副会長	平成30年 12月3日から

(五十音順・敬称略)

島本町住民福祉審議会 開催経過

回数	開催日	案件
第1回	平成30年10月26日(金)	1 会長・副会長の選出について 2 現行計画の進捗状況報告 3 地域福祉計画及び自殺対策計画の概要について 4 アンケート調査結果 中間報告
第2回	平成30年12月7日(金)	1 アンケート調査結果 報告 2 第4期 島本町地域福祉計画(第1期 島本町自殺対策計画)素案について
第3回	平成31年2月25日(月)	1 島本町地域福祉計画及び自殺対策計画(案)に関するパブリックコメント回答(案)について 2 島本町地域福祉計画及び自殺対策計画(案)について
第4回	平成31年3月26日(火)	1 島本町地域福祉計画[第4期 島本町地域福祉計画・第1期 島本町自殺対策計画](案)について 2 島本町ひとり親家庭等自立促進計画進捗状況について

島本町住民福祉審議会条例

昭和61年3月31日
条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき島本町住民福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に依りて、住民福祉に関する事項について調査審議し、意見を具申するものとする。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず住民福祉に関し、必要に依りて、町長に意見を述べる事ができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、町長が必要と認めたる特別の事項について議事に参与する。

3 臨時委員は、町長が委嘱し、その任期は前項の特別の事項について審議を終了したときをもつて終わるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の定足数は、委員及び議事に關係する臨時委員の2分の1以上とする。

3 審議会は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に依りて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成3年9月27日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成3年11月11日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月16日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

用語説明

あ	いきいき百歳体操	手首や足首に重りをつけて、ゆっくり両腕を突き上げたり、足を伸ばしたりする体操のことです。介護予防を目的として、町内の各地域で開催されています。
	NPO(エヌ・ピー・オー)法人(特定非営利活動法人)	「Non-Profit-Organization」の略で、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人のことです。不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に活動を行う法人であり、設立するには所轄庁に申請書を提出し、認証を受ける必要があります。
か	かみかみ百歳体操	口の周りや舌を動かして行う、食べる力や飲み込む力をつけるための口腔ケアのことです。介護予防を目的として、町内の各地域で開催されています。
	虐待	人権を侵害し、こころや身体を傷つけるような行為のことです。殴る、蹴る等の暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫等の心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金等を勝手に使ってしまう経済的虐待等があり、高齢者や障害者・児童に対する虐待が問題となっています。
	教育センター	教育相談や不登校の児童・生徒の適応指導、教職員の諸研修の場として活用されている機関のことです。 不登校の児童・生徒の学校復帰支援のための適応指導、児童の発達や障害に関する相談のほか、教職員研修、園児・児童・生徒の作品展示、三島郡教科書センターとして見本教科書の展示等を行っています。
	協働	住民及び町の執行機関がそれぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決にあたることです。
	緊急通報装置	病気やケガ等の緊急時に、緊急ボタンを押すと、電話回線を通じて自動的に看護師や保健師等が常駐するコールセンターにつながり、必要なときに消防署に通報される装置のことです。島本町では、平成 30 年 4 月から、日中独居の年長者が緊急通報装置設置事業を利用できるようになりました。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、「いのちの門番」とも位置づけられる人のことです。 海外でも、自殺対策の分野で広く使用されている用語、概念であり、WHO(世界保健機関)をはじめ、多くの国々で使用され、その養成プログラムが実施されています。
	子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のことです。これらの法律に基づき、施設型給付及び地域型保育給付の創設や地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等が図られています。
	子どもの貧困対策	平成 25 年6月、「子どもの貧困対策に関する法律」(平成 25 年法律第 64 号)が国会の全会一致で成立しました。この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とするものです。法律では、政府は子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならないとされています。

か	こども 110 番の家	不審者から逃れるために駆け込んできた子ども達の安全を確保する家・商店のことです。「こども 110 番の家」運動に協力している家・商店等には、よく見える所(入口等)に「こども 110 番の家」と書いてある黄色地の旗等を設置しています。
	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	地域に基盤を置いた、住民に身近な福祉の総合相談員のことです。年齢や障害の有無に関わらず、社会的な課題を抱えるすべての地域住民を対象とし、地域住民や関係機関と連携・協力しながら支援を行います。島本町では、町からの委託により社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置しています。
な	自殺死亡率	人口 10 万人当たりの自殺者数のことです。人口が異なる自治体間や国同士の自殺者数を比較する際に用いられます。
	しまもと安心ボトル	しまもと安心ボトルとは、かかりつけ医等の情報や緊急時の連絡先等を記入した用紙を入れておく容器のことです。ご自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時に連絡先等を把握することができます。また、万一の時には、救急隊員等がその情報を活用し、迅速な救命活動を行うことができます。
	社会福祉協議会	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人のことです。
	小地域ネットワーク	地区福祉委員会を基盤に、小地域(概ね小学校区)を単位として、地域の関係機関や団体が連携して、援助が必要な障害者や高齢者等一人ひとりを対象に支援を行う、支え合い・助け合い活動のことです。
	シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織のことです。原則として市(区)町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしています。
	スクールカウンセラー	教育現場において心理相談業務全般に関わる専門職のことです。児童・生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケア等に取り組んでいます。
	スクール・ソーシャルワーカー	児童・生徒が日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族や学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のことです。
	生活困窮者自立支援制度	全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関する事業を包括的に実施する制度のことです。
	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談事業のことです。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成する等の支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認や社会資源の開発等も行います。
	成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない人の権利や財産等を守るため、本人・親族等の申立てにより、財産管理や契約等の法律行為を代理、補助する後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を家庭裁判所が選任する制度のことです。なお、親族のいない対象者等の場合は、必要に応じて市町村長が申立てを行います。

な	セーフティネット	誰もが安心・安全に暮らせる多層的・多元的な生活支援の機能・仕組みのことで、地域住民、事業者や団体、行政が相互に協力しながら各々の役割を果たし、よりよい生活の実現を目指す仕組みの形成が必要です。
	地域ケア会議	専門職や民生委員児童委員、福祉委員、自治会役員、社会福祉協議会、行政等が参加し、地域における課題と解決策を話し合う会議のことで、
た	地域自殺実態プロフィール	地方自治体の地域自殺対策計画の策定を支援するツールのことで、警察の統計をもとに自殺総合対策推進センターが作成しており、すべての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析しています。
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を切れ目無く提供する体制のことで、取組としては「医療」は医療との連携強化、「介護」は介護サービスの充実強化、「予防」は予防の推進、「住まい」は高齢期になっても住み続けることのできるプライバシーと尊厳が守られた住まいの整備等、「生活支援」は見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護等が挙げられています。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成等の様々な支援を行う機関のことで、
	地区福祉委員	社会福祉協議会の内部組織で、基本的には小学校区ごとに組織されている地区福祉委員会の委員のことで、地域の支えあいのための活動を展開する中心的役割を担っています。
	ドメスティックバイオレンス(DV)	配偶者や恋人等、親密な関係にある、またはあった者からの暴力のことで、
	認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、福祉・介護・医療の専門職、民生委員児童委員等の誰もが自由に参加でき、気軽に相互交流及び相談等ができる地域に開かれた集いの場のことで、
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症を正しく理解して認知症の人や家族を温かく見守る応援団として自分のできる範囲で活動する人のことで、
な	パブリックコメント	町の意見公募制度のことで、町が基本的な施策等に関する計画や条例等を策定するときに、住民にその案を事前に公表して意見を募集し、提出された意見を考慮して意思決定を行い、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する制度です。
	バリアフリー	障害者・高齢者等が行動・生活するうえでバリア(障壁)となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁のほか、社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁を除去する意味でも使われます。
	ひとり暮らし高齢者等実態把握事業	ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者がどのように生活しているかを把握し、必要なサービスや支援を検討するために行う事業のことで、
	福祉避難所	高齢者や障害者等で、指定避難所での避難生活が難しい方に配慮した避難所のことで、
	ボランティアセンター	ボランティアに援助を求める方とボランティアを始めたい方をつなぐ役割として、ボランティア活動に関する情報の提供や、調査、ボランティアの交流、施設・団体との連携、ボランティア講座の開催等を行っている機関のことで、
	は	

ま	民生委員児童委員
	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々のことです。
や	ユニバーサルデザイン
	「すべての人のためのデザイン」を意味し、障害の有無や年齢・性別・文化・言語・国籍の違い等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境、施設、商品、情報等をあらかじめデザイン(設計)する考え方のことです。
	要配慮者
	災害対策基本法の改正に伴い、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義し、そのうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」としています。
ら	隣保館
	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした社会福祉施設のことです。

島本町地域福祉計画

〔 第4期 島本町地域福祉計画 〕
〔 第1期 島本町自殺対策計画 〕

平成 31(2019)年3月

発行 島本町（健康福祉部 福祉推進課）

〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

電話：075-962-7460

FAX：075-962-5652